

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対応力強化推進費 【85ページ】	<p>【意見1】危機管理課で実施している図上訓練及び他の部局で実施している埼玉版F E M Aについて、実施事項のみならず訓練の内容・課題等についても情報共有を徹底し、訓練の効率性及び有効性を高めていくことが望まれる。</p> <p>埼玉版F E M Aは危機管理防災部だけの取組ではなく、第三者が入る危機・災害対応のための訓練は、全て「埼玉版F E M A」に該当し、従来各部局が単独で行ってきた危機・災害対応のための訓練も「埼玉版F E M A」に該当するとのことである。危機管理課においては、令和5年度年度の他部局が行っている埼玉版F E M A訓練等実施状況をまとめており、危機管理事務総括担当者会議にて情報共有を行っているが、訓練内容の詳細までは把握しておらず、自局の訓練を実施する際に他部局が実施している訓練内容を参考にし自局の訓練に生かすところまでには至っていない。また、現在危機管理課で実施している図上訓練についても、県職員が閲覧することができるインターネットに資料一式が掲載されているが、危機管理防災部以外の防災に関わる県職員は、自局が関わっていない図上訓練の内容までは把握しておらず、部局間を超えた情報共有が十分に行われているとは言い難い。これについて危機管理課に質問したところ、確かに令和5年度までは埼玉版F E M Aに関する部局間の情報共有が不足していた面もあったが、令和6年度においては部局間の情報共有を意識して行っており各部局の間でも情報共有が広がってきているとのことであった。危機管理課で実施している図上訓練及び各部局で実施している危機・災害対応のための訓練においては、他の訓練において役立つ有用な情報が含まれていたり、被りなどのムダが生じていたり、共通の課題や情報共有を行うことで新たに発見される課題等が存在している可能性があるため、今後も引き続き、実施状況のみならず、実施内容や訓練で発生した課題、解決策等においても情報共有し横展開を行っていくことが望ましい。</p>	<p>令和6年度に実施した図上訓練においては、実施事項に加えて訓練内容や課題を共有している。</p> <p>また、各部局が実施している埼玉版F E M A訓練については、訓練内容の詳細を把握するための照会を実施し、訓練資料や参加機関等の情報を庁内で公開している。</p>	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【86ページ】	<p>【意見2】図上訓練について、事後のに県ホームページ等にて、公開できる範囲内でその実施内容や成果・課題等が分かる資料を公開することが望まれる。</p> <p>図上訓練について、実施テーマは県ホームページにて公開されているものの、その実施内容については非公開であり、関係機関の機密情報等が含まれる訓練のため公開が難しいこと、また、あくまで県と参加した関係機関との連携を図ることが目的であり、関係機関にも「非公開」ということを条件に図上訓練に参加してもらっていることから、今後も公開する予定はないとのことである。</p> <p>しかしながら、大規模災害時に、県としてどのようなシナリオを想定しているのか、県と各関係機関がどのように連携を図り災害時に直面する困難を乗り切っていくのかは県民の大きな関心事であり、また、普段災害に関心のない県民に対しててもよりアリティのある図上訓練の様子を知ることにより、防災意識を高め自身の対応についても考える契機となる可能性があるため、今後は、参加関係機関の機密情報等一般公開すべきではない事項と公開できる部分とのバランスを見ながら、公開できない部分は取り除き、公開できる範囲内で事後の県ホームページに掲載する等して、県民や訓練に参加していない関係機関等が閲覧できるようにすべきである。</p>	<p>図上訓練について、事後のに県ホームページ等にて、訓練参加機関の要望を踏まえながら公開できる範囲内でその実施内容や成果・課題等が分かる資料を公開していく。</p>	対応中	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【86ページ】	<p>【意見3】図上訓練のテーマ決めに関する議論の内容、経緯、決定理由等を資料として残すことが望まる。</p> <p>図上訓練の訓練テーマについては、専門家会議からの意見、新聞、ニュースの話題等を踏まえ、危機管理課内で検討しながら決定しているとのことであるが、テーマ決めに関する資料が残されておらず、当該テーマを選定した理由や経緯等が客観的に判断することができなかった。これについて危機管理課に質問したところ、令和6年度においては、来年度のテーマ決めに際して、テーマ選定の理由や経緯に関する資料を残しているとの回答を受けた。図上訓練は、毎年約6回程度の開催であり、実施できるテーマや被害想定地域等は限られるため、今後も引き続き、なぜ当該テーマを選定したのかに関する議論の内容、経緯、決定理由について、資料として残すのが望ましい。</p>	<p>図上訓練のテーマ選定に関する検討資料は引き続き残していく。</p>	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対応力強化推進費 【87ページ】	<p>【意見4】図上訓練テーマの網羅性について検証することが望まれる。</p> <p>図上訓練は、毎年6回程度実施しているが、その実施テーマは、過去に行ったテーマのプラスアップや、新規テーマ、特に身近な自然災害といえる風水害や地震については高頻度で繰り返し訓練を行っているとのことである。しかしながら、令和3年度～令和5年度の図上訓練テーマ一覧を閲覧すると、災害（風水害・地震・大雪など）とそれに起因して起きる問題（大規模停電・帰宅困難者・道路啓開など）とがバラバラに実施しているように見え、災害とそれに起因して起こる問題を網羅的にテーマに纏り込んでいるかが不明であるとともに、当該網羅性を確認している資料も作成されていない。図上訓練については、災害とそれに起因する問題が様々なパターンで発生することが考えられるため、マトリックス図を作成するなどして、実施テーマの網羅性について検証することが必要と考える。</p>	令和7年度から図上訓練のテーマ選定について、災害とそれに起因する問題をマトリックス図などに整理して、実施テーマの網羅性を検証していく。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【87ページ】	<p>【意見5】県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加することが望まれる。</p> <p>図上訓練では、被害想定地域を設定し、2～5の市町村がプレイヤー参加機関として訓練に参加しているほか、プレイヤー参加機関以外の市町村についても参加を要請しており、訓練テーマにもよるが平均で計約16市町村が毎回図上訓練に参加している。しかしながら、令和3年度～5年度の計18回の図上訓練において、所沢市、飯能市、狭山市、富士見市、幸手市、日高市、ふじみ野市、その他13町が1度もプレイヤー参加機関となっていない。また、プレイヤー参加機関にならずとも、当該図上訓練の参加が計18回の訓練のうち3回以下の市町村が29市町村あり、そのうちそもそも1度も参加していない市町村が8市町村存在している。これについて危機管理課に質問したところ、全ての市町村の参加を目指しており、令和6年度の監査実施時点では、1度も参加していない市町村は残り4市町村となっているとの回答を受けた。災害時における市町村の役割は大きく、県と市町村との連携は欠かせないものである。実際に図上訓練の役割分担表を閲覧しても、市町村の役割は多く、また多岐にわたっている。図上訓練において、県と市町村の災害時の連携を図るために、今後も、プレイヤー参加機関を増やすし、また、参加回数が少ない市町村や参加したことがない市町村についても、当該地域で発生し得る災害や想定される被害についての図上訓練を実施し、県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加するようにすることが望ましい。</p>	訓練に参加する市町村の選定にあたっては、訓練想定に合致しているかに加えて、過年度の参加状況等も考慮している。 未参加の市町村については積極的に御参加いただくよう引き続き努める。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【88ページ】	<p>【意見6】図上訓練で明らかになった課題に対しての対応策及び顛末について適切に対応し、資料として残すことが望まれる。</p> <p>図上訓練では、その成果や明らかとなった課題等を取りまとめ、翌年度の図上訓練に生かしているとのことである。これについて、当該成果や課題について記載された資料はあるものの、当該課題に対する対応策や、顛末が資料として残されておらず、不明である。</p> <p>これについて危機管理課に質問したところ、令和6年度より、対応策や顛末についても資料として残しているとのことである。今後も、各図上訓練で明らかとなつた課題が、単に課題挙げで終わっていないか、その顛末までしっかりと対応し、文書として残すべきである。</p>	図上訓練で明らかになった課題及び対応策をまとめた資料を作成し、当該資料により訓練参加機関へ照会を行っており、引き続き適切に対応していく。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【88ページ】	<p>【意見7】図上訓練の参加者に対する職場内へのフィードバックの有無や方法等について確認することが望まれる。</p> <p>図上訓練の実施後、それぞれの参加者に職場内へのフィードバックをお願いしていることであるが、当該フィードバックの実施の有無やフィードバック方法等については確認できていない。これについて危機管理課に質問したところ、今まででは、図上訓練の参加者の参加のハードルを高くすることは好ましくないといった観点から、フィードバックの有無等の確認は行ってこなかつたとの回答を受けた。図上訓練は実施して終わりではなく、各参加者が、図上訓練の実施成果や課題等を職場内でフィードバックしていくことで、組織としての災害対応能力向上の効果があるとしているため、フィードバックの有無や方法等については、県として確認していくべきである。</p>	図上訓練の参加者による参加団体内部へのフィードバックの有無等について確認していく。	対応中	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対応力強化推進費 【88ページ】	<p>【意見8】図上訓練により培われた知見が、各組織内で蓄積され、組織としての災害対応力の向上につながっていることを確認することが望まれる。</p> <p>図上訓練は、過去に行ったテーマのブラッシュアップや、新規テーマ、特に身近な自然災害といえる風水害や地震については高頻度で繰り返し訓練を行って、訓練を繰り返し行うことで、大規模災害発生時の県と各関係機関との連携を強化していくことであるが、当該訓練により培われた知見が、訓練参加者個人に留まっていると、県職員、市町村職員、各関係機関において担当者の人事異動や退職等により不在となった場合に、組織の中に残らないといった事態となってしまう。</p> <p>訓練参加者が訓練後に、職場内でフィードバックを行うことも重要であるが、それに加え、当該知見が組織内に蓄積され、組織として災害対応力が向上していることを、例えば各関係機関においてチェックリスト等を用いて実施するなどの方法で確認することが必要である。</p>	令和7年3月からタイムラインにチェックリストを付加したものを活用し、組織としての災害対応力向上につなげられるよう取り組んでいる。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【89ページ】	<p>【意見9】埼玉県危機・災害専門家会議について、書面会議ではなく、対面もしくはオンライン会議を検討することが望まれる。</p> <p>県では、埼玉版FEMA等を効果的に推進し、また、県で未知の危機・災害事案が発生した場合に実情に合った対策を検討するため、県内外の専門家からなる「埼玉県危機・災害等専門家会議」を設置し、令和4年度より各年度2回会議を実施しているが、当会議の議事録を閲覧したところ、令和4年度の全2回、令和5年度の全2回、計4回の全てが書面開催であった。また、書面開催では、各専門家同士の意見交換はなされないため、有効な議論の実施ができるのか疑問であり、現に、令和5年度の2回の会議では、専門家委員6名のうち2名は意見の記載がない状況であった。これについて危機管理課に質問したところ、令和6年度からはZoomにおける意見交換会を実施しており、専門家の方からも良い感触を得ているとの回答を受けた。埼玉版FEMAを効果的に推進し、大規模災害等が発生した場合の対策を検討する場である専門家会議であることから、今後も、会議は対面、もしくは対面が難しくても、オンライン会議システムを活用したオンラインでの開催を行っていくべきである。</p>	令和6年度から書面会議に加えて対面（オンライン含む）で開催しており、今後も引き続き同様の方法で実施していくことを予定している。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【89ページ】	<p>【意見10】図上訓練の有効性を高めるため、想定内のこととを実施するだけではなく、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠して当日発表する等の工夫も検討することが望まれる。</p> <p>令和5年度の第1回専門家会議において、委員より、「現状は、事務局の質問に対して関係機関や市町村担当があらかじめ準備した対策などを回答しているだけである。事務局が更に深い質問を行い、対策を回答させれば、課題が浮き彫りになると思われる。（一部行われているが、予想外の質問を繰り返すことが必要）」との意見が出ている。これについて危機管理課に質問したところ、現在も、訓練の中で、質問の回答に対して更に質問する「更問い合わせ」は行っており、また、図上訓練参加者の参加のハードルをなるべく上げないようにしたいとの回答を受けた。しかしながら、訓練は、想定内のこととを実施しているだけでは、訓練の形骸化にもつながっていくため、あらかじめ準備した回答をしているだけでは不十分である。専門家会議の委員が述べているように、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠したりして、訓練当日に発表する等の工夫も取り入れることが望ましい。</p>	図上訓練の有効性を高められるよう図上訓練の実施方法について、検討している。	対応中	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対応力強化推進費 【89ページ】	<p>【意見11】図上訓練の有効性を高めるため、諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認することが望まれる。</p> <p>令和5年度の第2回専門家会議において、委員より、「図上訓練は諸条件の整えられた基本演習ではあるが、現実は、曜日や時刻、気象状況、住民の年齢層（高齢者が多い地域かどうか等）に大きく左右されるので、想定を少しづらした場合（地震の場合は発生時刻、発生回数、あるいはお祭りなどのイベントで観光客が多い休日・祝日）に、対応が異なる点がどこにあるかを議論しておくとよい。」との意見が出ている。</p> <p>当該意見にあるように、実際の災害は、いつ、どこで、どのような状況下で起こるか分からない。実際に能登半島地震は元日に発生したため、帰省中や観光中の人も多く被災している。諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認すべきである。</p>	令和7年12月に、能登半島地震の教訓を踏まえ孤立集落および通信途絶の発生など諸条件が整っていない状況を想定した訓練を実施し、通信事業者など関係機関との連携を確認した。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
災害対応力強化推進費 【90ページ】	<p>【意見12】事業の指標に関して、図上訓練の内容等実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくことが望まれる。</p> <p>当該事業における成果指標は、新規シナリオ作成数、既存シナリオブラッシュアップ数、図上訓練実施回数、参加機関数、参加人数の5つであり、目標値の設定がある3指標（新規シナリオ作成数、既存シナリオブラッシュアップ数、図上訓練実施回数）は令和3年度～令和5年度においていずれも目標値を達成している。しかしながら、当該指標は、事業の実施の有無やシナリオ作成の有無など、事業を行う上での最低限の事項に関する指標であり、図上訓練の内容等実質面に関する指標は存在していない。図上訓練の有効性を高めるためには、例えばアンケートにより、訓練の目的的達成状況や、課題解決の有無、各関係機関への組織力向上の有無等、実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくべきである。</p>	<p>訓練の目的的達成状況や、課題解決の有無、各関係機関への組織力向上の有無等は、参加者の主觀によるもの（目的達成状況）や定量的な把握にないもの（課題解決の有無）、平時では検証できないもの（組織力向上）であり、図上訓練の成果指標としての採用は困難であると考える。</p> <p>事業指標の変更は想定していないが、図上訓練の実質的な有効性を確保することは重要であるため、引き続き訓練で浮き彫りになった課題への対応等の確認に努めていく。</p>	その他	埼玉版FEMA推進幹付
防災学習センター管理運営費 【109ページ】	<p>【意見13】「防災Q&amp;A」に関するホームページ上の記載について、より内容の充実が望まれる。</p> <p>イベント情報等頻繁に更新され、コンテンツが充実しているページがある一方で、防災Q&amp;Aについては、作りが簡素となっており、質問に対する答えが不十分とも思えるようなページも見受けられた。埼玉県防災学習センターの設立意図は、県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するために定められているところ、ホームページ上においても、県民の防災に対する知識と理解の向上に寄与することが適切であると考える。</p> <p>他県での例等を参考にし、例えば以下の情報について記載し内容を充実していくことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する豆知識に関する情報</li> <li>・防災グッズの紹介</li> <li>・防災グッズチェックリストの配布</li> <li>・県内の過去の風水害に関する情報</li> <li>・ハザードマップの配布又はリンク先の案内</li> <li>・市町村の防災計画についての案内又はリンク先の案内</li> </ul>	<p>指定管理者に対し、防災Q&amp;Aに関するホームページの内容充実について対応を指示し、指定管理者がホームページを更新して対応した。</p> <p>今後も、県民の防災に関する知識と理解の向上に寄与できるよう、内容の充実に努めていく。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費 【110ページ】	<p>【意見14】バリアフリーに関する情報をホームページへ追加することが望まれる。</p> <p>現状バリアフリーの状況について、部分的に案内がなされているものの、車椅子の利用者や高齢者等に対する案内が不足している状況である。例えば、車椅子用トイレやスロープ・エレベーター・手すり・点字ロックに関する情報、AED、救護スペースに関する情報等他県の例を参考にバリアフリー情報について案内することが望ましい。</p> <p>他県の例として、「兵庫県 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターのホームページ」がある。</p>	<p>指定管理者に対し、バリアフリーに関する情報のホームページへの追加について対応を指示し、指定管理者がホームページを更新して対応した。</p> <p>今後も、車椅子利用者や高齢者を含むすべての方が利用しやすい情報提供に努めていく。</p>	対応済み	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
防災学習センター管理運営費【111ページ】	<p>【意見15】多言語化への対応について現状ホームページ上の英語対応の状況は、限定的となっており、県内の在留外国人の増加に対応すべく英語等による施設紹介の充実が望まれる。</p> <p>多言語化状況について現状では、センターの紹介や所在地、電話番号、開館時間、アクセス、利用料金、解説員の英語対応状況といった基本的な内容のみとなっており、ホームページの多言語化の状況は限定的となっている。現在、県では在留外国人数は増加傾向にあり令和5年6月末時点では、221,835人と県民に占める割合が3.0%となっている。このことからも、在留外国人へ向けた防災教育の必要性は無視することは適切ではなく、ホームページを通じ防災学習センターについて広報活動を行っていくことが望まれる。特に他国では地震に馴染みのない国もあり、このような県民に対しても平等に防災について学ぶ機会を提供することが望ましいと言える。</p> <p>ホームページの多言語化が進んでいる事例として、「阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター」があるため参照されたい。同ホームページでは日本語を含む8言語への対応があり、英語では日本語とほぼ同等の情報の案内がなされている状況である。</p>	<p>指定管理者に対し、多言語化への対応について指導を行い、指定管理者がホームページを更新して英語への対応を行った。</p> <p>今後も、在留外国人を含むすべての方が防災について学びやすい環境を整えるため、取り組みを進めていく。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費【116ページ】	<p>【意見16】X（旧Twitter）について、ホームページ上にその内容が表示されていない可能性のある状況となっているため、改善が望まれる。</p> <p>トップページ上には、X（旧Twitter）のタイムラインが表示される仕様となっているものの現在その内容が表示されていない可能性のある状況となっている。監査人の調べによると、X（旧Twitter）側の仕様変更によりホームページ上のタイムライン表示についてAPI制限を行っているため、令和6年12月現在においてもタイムラインの表示がホームページ上では確認ができない状況となっている。</p> <p>この点、X（旧Twitter）側の対応が令和5年7月より長期にわたりなされていない状況に鑑み、X（旧Twitter）のタイムライン表示を継続することは広告有効性の観点より適切ではないと考えられる。</p> <p>上述の広報に関する基本方針によれば、「ホームページとSNSを相互にリンクさせ、様々な角度から情報が届くようになります。」とされていることより、基本方針で望んだ効果が最も出る方法でホームページとSNS間のリンクを行うことが望まれ、すでにサポートがなされていない、X（旧Twitter）のタイムライン表示を継続することは有効性の観点より妥当でないと判断した。対応としては他のSNS（Instagram、Facebook等）の投稿状況等の表示へ切り替えることが望まれる。</p>	<p>指定管理者に対し、対応を指示し、令和7年3月に他のSNS（Instagram、Facebook等）と同様のバナー表示へ切り替えを行った。</p> <p>現在は、問題なく閲覧が可能な状況となっている。今後も引き続き、広報の有効性向上に努めていく。</p>	対応済み	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	概要 監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
防災学習センター管理運営費【117ページ】	<p>【意見17】来館者からアンケートについて、より広範囲かつより多様な方法で取得することが望まれる。</p> <p>現状、来館者アンケートについては、館内2箇所(1階と2階)にアンケート用紙を設置し、アンケートの実施をすると定められており、来館者より網羅的にアンケートによるフィードバックの取得を得ることができていない状況である。</p> <p>埼玉県防災学習センターは、県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するため設置されたものであり、より多くの県民に利用をしてもらうためにアンケートを実施し、来館の目的、きっかけ等の流入過程や施設に関するフィードバックを常に取得や把握、分析し改善を重ねていくことが重要と考える。</p> <p>このため、現状のアンケートの取得に加え、より広範囲により多様な方法でアンケートを行えるよう体制を整備していくことが望まれる。</p> <p>他県の好事例として、札幌市民防災センターが挙げられる。同施設では、公式ホームページ(Googleフォーム)より行うことができ、場所時間を問わずに利用者のタイミングで回答を行うことができるようになっている。また、同ホームページ上に「来館者の声」として、アンケートの回答とそれに対する札幌市民防災センターからの回答が掲載されており、対応の状況が伺える。</p> <p>埼玉県防災学習センターにおいても、より多くの来館者からアンケートを受領できるよう、Googleフォーム等を利用してインターネット上で回答ができるよう整備を進めるとともに、来館者へ入館時又は退館時に当該Googleフォーム等へのリンクが記載されたQRコード等を印字した用紙を手渡す等、積極的にアンケートを収集していくことが適切と考える。</p>	<p>指定管理者に対し、来館者アンケートの実施方法について対応の検討を指示し、複数回の来館者に対する新たなアンケート項目を加えるなど、既存の来館者アンケートの改善を行った。</p> <p>また、団体・個人ともに、行動変容に関するアンケートの収集を始め、多くの来館者の声を反映できるよう取り組んだ。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費【122ページ】	<p>【意見18】埼玉県防災学習センターの設置意図に鑑み、防災グッズの販売を館内で行っていくことが望まれる。</p> <p>現在、防災学習センター2階には、防災グッズの展示が行われており、来館者が、説明と共に防災グッズを観て・触れられる機会が設けられている。</p> <p>一方で、防災学習センターでの防災グッズの販売は、希望者にのみ（来館者が施設スタッフに購入の可否について質問を行った場合のみ）商品カタログが提供され、来館者が防災学習センターを通じて防災グッズを購入できる仕組みとなっている。</p> <p>この点、自助・共助のまちづくりを企図した防災学習センターの設置意図からすれば、防災グッズについて、利用者は館内で購入することができる様整備がなされることが望ましい。</p> <p>防災グッズの販売がなされている他県の例に、兵庫県の「人と防災未来センター」が挙げられる。他県の好事例を参考にして、防災グッズの販売行われることが望まれる。</p>	<p>2階事務所内において、2018年8月から防災マニュアルブックの販売を行っている。また、防災ホイッスル、防災パラコードフレス、防災お守り袋、関連書籍などを2019年から販売している。イベント時にも、施設管理者が非常食メーカーや防災グッズメーカーとタイアップし、販売会を実施していたが、コロナ以降はメーカーに声掛けを行っているが、メーカー側の意向がなく実績がない状況となっている。</p> <p>現状では、常設での防災グッズの販売拡大や販売コーナーの設置までは難しい状況のため、イベント時の販売会の実施や購入先の情報提供を強化するなどで対応する。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費【123ページ】	<p>【意見19】ペット防災についての啓発の場として、埼玉県防災学習センターが機能することが望まれる。</p> <p>環境省が公表するペットの救護対策ガイドラインにおいて飼い主の日頃からの備えの必要性について強調されるところであり、県全体の防災力の向上を目的とした埼玉県地域強靭化計画においても、平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行うこととされているところである。本計画に基づき、県では、「愛護動物の防災・災害対策事業」による広報・啓発活動が行われているところであるが、その啓発は、県民が防災について「学習する機会を設け、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与する」とうたわれる防災学習センターの設置意図と合致するところであり、ペットの防災に関する展示や体験がなされることが望ましいと考える。</p>	<p>ペット防災に関する展示については、2018年3月のリニューアル時から常設にて実施している。また、令和7年度は、企画展「ペットも守ろう！防災対策」を実施している。</p> <p>今後はさらに、啓発の場を充実させるため、多くの機会を設けられるよう関係課と連携し、指定管理者に対してペット防災に関する啓発の方法について指導を行っていく。</p> <p>引き続き、県民の防災意識向上に向けた取り組みの一環として、ペット防災の普及啓発に努めていく。</p>	対応済み	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																				
防災学習センター管理運営費【124ページ】	<p>【意見20】来館者数の目標については、設定の根拠を精緻にすることが望まれる。</p> <p>現状では、過去の最大来館者数71,356人を根拠として来館者数の設定を行っている。この点、県民の防災に関する知識と理解の向上を目的とした防災学習センターの設置意義より、あらゆる状況下にある県民に網羅的に啓発できるよう、あるべき来館者像（例：20～30代、男性、さいたま市在住、既婚（子供あり）等）を想定し、各来館者像別の目標来館者数を決定、管理していくことが、事業の有効性の観点より適切であるといえる。</p> <p>また、この際に必要と考えられるのが、【意見17】で挙げた来館者からアンケート取得の充実化である。上で設定した来館者像別目標の達成度や来館者の流入経路（職場、友人、学校、SNS、ホームページ等）を把握・改善を行って行くことにより、より多くの県民の防災に関する知識と理解の向上に寄与することができると考える。特に目標の達成がされない人物像については、流入経路を分析・改善を図っていくことによりボトムアップを促すことが望まれる。</p>	令和8年度来館者数の目標設定から、アンケートや来館者データの収集・分析によって、その数を決定、管理していく。	対応中	危機管理課																				
防災学習センター管理運営費【125ページ】	<p>【意見21】防災学習センターに設置されているプロジェクターについて、備品として管理することが望まれる。</p> <p>防災学習センターにおいて設置されている以下のプロジェクターについて、備品としての管理がなされていなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製造メーカー</th> <th>機種名</th> <th>購入価額</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Panasonic</td> <td>PT-RZ770JBL</td> <td>1,428千円</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>Panasonic</td> <td>PT-RZ660JBL</td> <td>1,169千円</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>Panasonic</td> <td>PT-RZ660JLW</td> <td>1,169千円</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>SHARP</td> <td>PG-LU300Z</td> <td>1,169千円</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>この点に関して担当者の説明によれば、県会計管理課の定める「財務規則第170条第2項の規定により会計管理者が定めた物品管理事務の手引き（令和4年12月）（以下「物品管理事務の手引き」という。）の6「工事請負契約等による取得（2）ウ」には物品として受け入れられるものの範囲について規定があり、「建物と一緒に管理することが適當な動産」と規定されている。そして「施設内の壁や防災絵巻、展示フロア等のリニューアル工事を行った際にその工事請負契約の一環で整備し、かつ建物に固着しているものであるため、建物と一緒に管理することが適當な動産と判断されるため」これらプロジェクターは備品には含まれないという見解であった。</p> <p>しかしながら前述の物品管理事務の手引きでいう建物と一緒に管理することが適當な動産とはボイラーや電気設備など本来法人税でいう建物附属設備にほぼ相当するものを想定しているものと解され、当該プロジェクターが建物設備と一緒にして利用してその建物の効用を高めるものという説明としては苦しい。また、前述の物品管理事務の手引きの該当箇所を正確に記述すると「建物と一緒に管理することができる動産（この場合、動産を使用するに間に動かないように、ビス、ボルト、釘等で建物等に容易に固定されている動産は含まれない）」とあり、県の規定からも当該プロジェクターについては備品に該当すると解することが妥当と思われる。</p> <p>したがって、当該プロジェクターは備品として管理することが望ましい。</p>	製造メーカー	機種名	購入価額	台数	Panasonic	PT-RZ770JBL	1,428千円	4台	Panasonic	PT-RZ660JBL	1,169千円	5台	Panasonic	PT-RZ660JLW	1,169千円	1台	SHARP	PG-LU300Z	1,169千円	2台	令和7年度末までに、指定管理者に対して指導を行うとともに、備品の運用方針の明確化など、今後も適切な物品管理が行われるよう、指導及び確認を継続していく。	対応中	危機管理課
製造メーカー	機種名	購入価額	台数																					
Panasonic	PT-RZ770JBL	1,428千円	4台																					
Panasonic	PT-RZ660JBL	1,169千円	5台																					
Panasonic	PT-RZ660JLW	1,169千円	1台																					
SHARP	PG-LU300Z	1,169千円	2台																					
防災学習センター管理運営費【125ページ】	<p>【意見22】展示用消防車を備品管理簿に記載するなど、適切に管理することが望まれる。</p> <p>桶川市より寄贈品として受け取っている展示用消防車について、備品としての管理がなされていなかった。この点について担当者の説明によれば「桶川市から解体（廃車）予定のものを受け入れたため、評価額は発生せず、備品として登録する必要はないため」との説明であった。しかし、一方において県は平成30年に益城町や岩泉町、西原村から地震被害を伝えるための展示物として壊れたトースターや泥にまみれた学生カバンなどを受け入れ、備品に準じて備品台帳に1円の備忘額で記録しており一定の管理がなされている。</p> <p>したがって、当該展示用消防車についても備品に準じてセンターの展示物として、備忘記録等を行うことにより備品管理簿に記載するなど適切に管理することが望ましい。</p>	令和7年度末までに、指定管理者に対し、展示用消防車を備品として適切に管理するよう指導を行っていく。	対応中	危機管理課																				

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
防災学習センター管理運営費【126ページ】	<p>【意見23】全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望まれる。</p> <p>複数のパーツが一体となって利用されている備品(煙体験ハウステ式、ステージ一式)について1つのパーツにしか備品管理ラベルが貼付されていなかった。この点について担当者の説明によれば、「一体で管理しているため個別のパーツに備品管理票の貼付をしていないため」との説明であった。しかし複数のパーツが一体として利用されている備品の場合に1つのパーツにしか備品管理ラベルが貼付されていないと逆に備品の散逸につながり、一体としての管理がなしえなくなる可能性が高まる。適切な備品管理のため、例えば、1/5、2/5など記載することで、全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望ましい。</p>	<p>指定管理者に対し、全ての備品に備品管理ラベルを貼付するよう指導を行った。それに基づき、令和6年12月に該当備品に備品管理ラベルが貼付された。</p> <p>今後も適切な備品管理が行われるよう、引き続き指導及び確認を行っていく。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費【126ページ】	<p>【意見24】防災体験学習の設備について、早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧させることが望まれる。</p> <p>防災学習センターの防災体験学習設備のうち暴風体験コーナーの設備が不具合により長期間にわたって利用できない状況となっている。担当者の説明及び関係書類の閲覧によると当該設備について使用不能になったのが令和6年1月で、令和7年1月現在も修繕が完了しておらず1年以上利用できない状況が続いている。防災学習センターの防災体験学習の暴風体験コーナーは地震体験コーナー、煙体験コーナー、消火体験コーナーと並んで主要な施設の一つであり、当該施設が利用できることによる風被害に関する学習機会の喪失もさることながら、体験できることによる小学生などの落胆・失望は想像に難くない。施設内設備に関して故障で使用できなくなつた際には早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧せざることが望ましい。</p>	<p>暴風体験施設は令和6年1月から令和7年3月まで使用を休止していたが、令和6年12月に修繕工事を実施し、令和7年3月27日より再稼働している。</p> <p>今後も設備の適切な維持管理に努め、利用者の防災体験学習の機会を確保していく。</p>	対応済み	危機管理課
防災学習センター管理運営費【128ページ】	<p>【意見25】災害ボランティアの活動について、今後も継続して県民に周知していくことが望まれる。</p> <p>防災学習センターにて、令和6年1月の能登半島地震で被災した地域へ災害ボランティアとして参加した学生からの報告会が開催された。災害発生時には、ボランティア活動による支援が重要であることを県民に対して、継続して広く周知していくことが重要であると考える。現状は防災学習センターにおける掲示や新聞などで取り上げている。それだけでなく、県のホームページで、その模様を掲載したり、県内の学校向けに広報紙などを配布したりすることで、広く県民に周知していくことも有益であると思われる。</p>	<p>令和7年度末までに、災害ボランティア活動の意義や重要性を広く伝え、県民の防災意識の向上に寄与できる方策を検討しながら進めていく。</p>	対応中	危機管理課
減災に向けた自助と共に助ける推進事業【138ページ】	<p>【意見26】全ての地域防災サポート企業と継続的かつ緊密な連携をとり続けることが望まれる。</p> <p>県内には5,300を超える地域防災サポート企業があり、これらの企業は避難場所、水、物資、駐車場の提供など、災害時に重要な役割を果たすことが期待され、県や市と緊密な連携をとり、防災・減災に取り組むことが求められる。県は、災害発生時にこれらの企業と連携をとるために必要な情報を収集するため、令和5年度に861社の地域防災サポート企業に書面を発送し、約半数から回答を得た。しかしながら、県は当該書面を回収し、企業情報を収集しているが、実際に地域防災サポート企業に対し十分かつ具体的な連絡を取りきれていない。また、発送した書面のうち未回収となっている企業に対し督促を行うなど、連携強化のための働き掛けが十分に実施できていない。令和6年度中にこれらの企業に対し再度新たな書面を発送する予定のことである。県の人的資源の課題もあると考えられるが、災害に備える上で、全ての地域防災サポート企業と緊密な連携をとることができるように引き続き粘り強く連絡をとり続ける必要があると考えられる。</p>	<p>令和5年度に地域防災サポート企業に対して連絡先の確認を行い、回答を得た企業には令和6年度に通知を送付した。また、令和5年度に連絡先の確認を行ったものの回答が得られなかった企業についても、令和6年度に再度連絡先確認の通知を送付している。</p> <p>令和7年度も、地域防災サポート企業との連携をより一層強化するため、継続して取り組んだ。</p>	対応済み	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
減災に向けた自助と共助の推進事業【138ページ】	<p>【意見27】仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望まれる。</p> <p>当該業務には複数の業務委託契約があり、業務委託契約書において、企業は業務が完了した際に業務完了報告書を県に提出することとされている。また、県は業務委託契約の詳細を規定するため仕様書を提供しており、業務委託契約書と仕様書を一体のものとして運用している。一般的に仕様書は委託業務に係る詳細な仕様を記載することで発注者と受注者の間で共通認識を持ち、品質を確保することを目的としている一方、契約書は契約に関する重要事項を記載された法的拘束力をを持つものとされる。しかしながら、県が作成している仕様書自体は、記載すべき詳細な内容が規定化されておらず、仕様書に記載する内容は業務委託契約を締結する課の担当者の意思に委ねられている。そのため、一部の仕様書には業務完了報告に関する規定がないものがあったが、業務完了報告は委託業務が完了したか否かを判断するための重要な書類であり、仕様書に詳細を記載すべきものと考えられる。よって、仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望ましいと考える。</p>	<p>イツモ防災事業業務委託や共助に関する業務委託など、本事業における各業務委託契約において、すべての仕様書に業務完了報告書の提出に関する規定が盛り込まれている。</p> <p>各仕様書の内容については、各業務の特性や目的に応じて仕様書を作成しているため、統一が難しい項目もある。例えば、第三者委託や納品方法は事業によってその必要性がなく、仕様書に該当項目が設けられていないため、現状では、記載は統一の対象にはならない。</p> <p>今後の業務委託契約で、統一することがぞましい項目があれば、仕様書の内容を調整し、適切な統一を図る。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【142ページ】	<p>【意見28】首都直下地震等の大規模地震が発生する可能性がある状況では、これら各防災活動の実施率を高めるよう啓発していくことが望まれる。</p> <p>県では、例年実施している自主防災組織リーダー養成指導員研修のメニューとして防災まち歩きを実施しており、受講した指導員を市町村に派遣し、防災まち歩きを含めた防災の取組について、普及啓発を実施している。近年のコロナ感染拡大の影響もあり、実施率は一時大幅に低下しているが、上記取組の結果、少しずつではあるが、実施率は上昇している。しかし、割合自体が低い水準であるため、実施率が上昇するよう、継続した啓発が望まれる。</p>	<p>例年、自主防災組織リーダー養成指導員研修のメニューとして防災まち歩きを実施しており、受講した指導員を市町村に派遣し、防災まち歩きを含めた防災の取り組みについて普及啓発を行っている。今後も啓発活動を継続していく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【147ページ】	<p>【意見29】県内の自主防災組織の災害図上訓練の実施状況が低い水準であるため、より多くの組織に実施できるよう、市町村や自主防災組織への働き掛けを継続することが望まれる。県広報紙や県ホームページ、学校への働き掛けも有益と思われる。</p>	<p>市町村における県民への災害図上訓練の実施状況については、調査を通じて把握しており、県防災講師を活用した訓練の実施を市町村に働きかけている。</p> <p>また、県ホームページにおいて、災害図上訓練の実施手順を示したテキストや事前準備のための資料集を公開し、広く活用していただけるよう努めている。</p> <p>今後も、市町村や自主防災組織への働きかけを継続し、より多くの組織で訓練が実施されるよう取り組んでいく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【150ページ】	<p>【意見30】自主防災組織の優良活動事例の詳細資料（例：活動内容の詳細やハザードマップなど）は市町村に問い合わせないと入手できない状況である。事例の概要を見るだけでは、他の組織が活用する際の参考にするのは難しい面があるため、詳細資料を入手できるような仕組みを導入することが望まれる。</p> <p>例えば、市町村のホームページで公開する、難しければ、市町村の連絡先を開示し、問い合わせすれば、個別に詳細資料が入手できるようにする等が考えられる。</p>	<p>令和7年度の表彰団体から、県が作成する事例概要に、該当組織に関する市町村のホームページへのリンク追加、もしくは市町村の問い合わせ先を掲載する。</p>	対応中	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
減災に向けた自助と共助の推進事業【153ページ】	<p>【意見31】マイ・タイムライン訓練の実施状況について、市町村ないし自主防災組織に対してアンケートを取り、実施状況を確認し、実施率が低ければ、更なる実施を働き掛けるなどの対応が望まれる。</p> <p>なお、東京都のマイ・タイムラインにおいては、マイ・タイムライン作成用「行動」シールを用いての、タイムラインの作成についても紹介している。シールを貼りながら、マイ・タイムライン訓練を行うことも有益と思われる。</p>	<p>市町村におけるマイ・タイムラインの実施状況については、調査を通じて把握しており、引き続き、県で養成した自主防災組織リーダー養成指導員を市町村に派遣し、普及啓発に努めていく。</p> <p>また、県では「防災マニュアルブック」や県ホームページにマイ・タイムラインの様式や記載例を掲載し、どなたでも自分に合わせたマイ・タイムラインを作成できるよう情報提供を行っている。</p> <p>今後も、実施率向上に向けた取り組みを進めていく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【158ページ】	<p>【意見32】施策の進捗状況について、目標値が過去の年度になっている箇所がある。目標数値を管理している各課の判断によるものではあるが、最新の目標数値を記載していない課には、最新的数字を出すよう働き掛けることが望まれる。</p> <p>作成している部署によれば、関係各課に照会する際には、最新の数字があれば更新するよう呼び掛けているとのことである。関係各課の一層の協力が望まれるところである。</p>	<p>施策の進捗状況における目標値については、関係各課に照会する際、最新の目標値がある場合は更新するよう呼びかけを行っている。</p> <p>今年度も引き続き、関係各課に対し目標値の更新を呼びかけ、一層の協力を得られるよう努めていく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【158ページ】	<p>【意見33】自主防災組織リーダーの養成後のフォローアップについて、県でアンケートを取る、市町村などへヒアリングを行うなどして把握を行い、その後のリーダーの養成方法や講師の活用、市町村への働き掛けに生かしていくことが望まれる。</p>	<p>フォローアップ研修は、令和7年度からは実施しない方針となったが、養成した講師のフォローアップについては、リーダーの養成方法や講師の活用、市町村への働きかけに生かせるよう情報共有を行った。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【159ページ】	<p>【意見34】市町村などへの継続的な働き掛けを行い、地区防災計画の策定を推進していくことが望まれる。</p> <p>地区防災計画は、本来市町村の地域防災計画に定めるものであり、市町村が主体となって策定を進めていくべきものである。現状、県では市町村危機管理・防災担当主幹課長会議で地区防災計画の作成を呼び掛けている。作成が進まない原因は、計画の認知度や必要性の理解が十分でないことなどであると認識している。策定働き掛けのために、予算計上し、埼玉県地域防災活動活性化事業補助金のメニューとして、市町村が実施する地区防災計画策定支援事業を実施しているとのことである。</p>	<p>引き続き、市町村危機管理・防災担当主幹課長会議や市町村担当者研修などを通じて、埼玉県地域防災活動活性化事業補助金のメニューである地区防災計画策定支援事業の周知を図るとともに、地区防災計画の策定を市町村に対し積極的に呼びかけていく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【160ページ】	<p>【意見35】防災教育が遅れている市町村については、県で防災講座の実施などの支援を検討するなど、県全体での防災に関する意識を高めていくことが望まれる。</p> <p>なお、防災教育の実施状況は市町村によりまちまちである。防災教育が遅れている市町村に対しては、防災講座の実施などの支援を検討することにより、継続してフォローしていくことが望まれる。</p>	<p>引き続き、県防災講師や「防災マニュアルブック」を活用した防災講座の実施を市町村に働きかけていく。</p> <p>また、防災教育が遅れている市町村に対しても、必要に応じて支援を検討し、県全体での防災意識向上に努めていく。</p>	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【163ページ】	<p>【意見36】アンケート結果を踏まえて、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験について、継続して必要性を呼び掛けることが望まれる。</p> <p>家具転倒防止対策を行う割合を更に向上していることが重要であるので、引き続き、県広報紙やWeb媒体などで、その必要性を強調することも重要であるが、その他市町村や自主防災組織、学校などを通じての必要性を述べることも有益と思われる。</p>	<p>県広報紙や県ホームページを通じて、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの必要性を継続して呼びかけている。</p> <p>また、市町村に対しては、県民の自助の普及啓発を促進するため、教材の提供や道具の貸出、講師派遣などを実施している。さらに、県が直接学校や企業等に出向き、「イツモ防災講座」などを実施し、防災意識の向上に努めている。</p> <p>今後も引き続き、さまざまな手段を活用し、自助の重要性を訴えていく。</p>	対応済み	危機管理課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	概要 監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
減災に向けた自助と共助の推進事業【165ページ】	【意見37】家具類の固定に関する補助制度がない市町村に対しては、特に高齢者の世帯への補助制度を創設するなどの各種働き掛けを継続して行うようにすることが望まれる。	会議等を通じて、市町村に対し家具類の固定に関する補助制度の導入や活用について働きかけを行っている。  今後も引き続き、家具類の固定に関する補助制度がない市町村に対しては、普及啓発を実施し、高齢者世帯を含む必要な家庭への支援が進むよう取り組んでいく。	対応済み	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業【167ページ】	【意見38】県では防災に関する情報をホームページにて公表しているが、県民が当該ホームページを訪問した際に、どこから閲覧していくべきか、判断しづらさないように思われる。県民の閲覧目的に沿って、どのページから見ていくべきか、分かるようにすることが望まれる。 この点、福岡県の防災のホームページは分かりやすい。自助・共助に関して、「災害に備える」をクリックすると、関連するページにアクセスし、目的として、必要な項目に素早くアクセスできる。県民が見ても分かりやすく、参考になると思われる。	県の防災に関するホームページについて、県民が閲覧目的に沿って必要な情報に迅速にアクセスできるよう、構成や導線の分かりやすさを改善する必要があると認識している。  令和7年度末までに、閲覧者の利便性向上を図るために見直しを進めていく。	対応中	危機管理課
県庁の実践的な防災体制整備費【174ページ】	【意見39】職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うことが望まれる。また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要がない職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすることが望まれる。 埼玉県職員参集支援システム役務提供契約（契約金額令和5年度2,178千円（消費税等を含む。））に係る執行時に、 ・調達内容として、「職員の参集の可否確認（安否確認）」の記載があること ・随意契約を行う理由として「職員の安否確認と参集状況を把握し」との記載があることに鑑みれば、同システムは職員参集のためのみならず、職員の安否確認のためにも機能する必要がある。 一方、職員参集支援システムに関し、職員に対して行う運用試験は、「職員参集支援システム導通試験」のみが行われており、これには安否確認は含まれていない。 そこで、職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うべきである。 また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要が無い職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすべきである。 なお、令和7年度に行う職員参集支援システムに関する運用試験については、県の全職員を対象とした安否確認を含めて、訓練として行うことを検討しているとのことであった。	令和7年度からこれまで実施していた導通試験に代わり、職員参集支援システム登録者全員の安否確認を含めた訓練を実施している。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
県庁の実践的な防災体制整備費【175ページ】	【意見40】「職員参集支援システム導通試験」を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討することが望まれる。 令和5年度に実施した「職員参集支援システム導通試験」においては、回答の終了時間（最終集計時点）を通知していなかったとのことであった。 すなわち、上記試験において試験実施者が配信するメールにおいては、通常業務に支障のない範囲で回答する旨の指示を行うのみで、回答訓練の終了時間は明示されていなかった。すると、仮に回答を一時的に失念していた職員がいる場合、いつまで回答が可能なのか分からず、試験対象者が回答の要否について混乱する可能性がある。また、試験実施者にとっても、回答の集計を行った際に、どの時間までの回答を有効とみなすか判断しかねる可能性がある。 したがって、上記試験を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討すべきである。 なお、令和6年度に実施した「職員参集支援システム導通試験」においては、回答の終了時間（最終集計時間）を通知しているとのことであった。	令和6年度に実施した導通試験から回答の終了時間を通知している。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
県庁の実践的な防災体制整備費【175ページ】	<p>【意見41】職員参集支援システムの登録率は100%に近づくよう、更に対策を講じることが望まれる。</p> <p>職員参集支援システムの登録率は、令和6年9月1日現在で99.5%のことであった。職員参集支援システムは、災害時の安否確認、参集要請を目的とするものであるから、登録率は100%となるべきである。</p> <p>したがって、登録率が100%に近づくよう、更に対策を講じるべきである。</p> <p>なお、令和5年度までは、システムに登録するメールアドレスを個人携帯のメールアドレスとするシステムであったことも、登録率が100%にならなかった原因として挙げられるとのことであった。そこで、令和6年度からは、登録するメールアドレスを業務のメールアドレスとするシステム変更を行ったため、登録率の向上が見込まれる。</p>	<p>令和6年度の職員参集支援システム変更に伴い、同システムの登録対象者はすべて登録済である。</p>	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
県庁の実践的な防災体制整備費【175ページ】	<p>【意見42】職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象とするよう検討することが望まれる。</p> <p>職員参集支援システムにおいては、県立学校の教員も登録対象となっているが、「職員参集支援システム導通試験」の対象にはしていない。</p> <p>この点、「職員参集支援システム導通試験」は、少なくとも職員の参集が実現可能であることを確認のために実施するものであるから、システムに登録の必要がある職員は、同時に導通試験の対象であるべきである。</p> <p>県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象としていない理由は、自校に参集することとなっているため、参集についての報告を受ける必要がないためとのことであった。しかし、システムに登録されているにも関わらず「職員参集支援システム導通試験」の報告の対象としないのは不合理である。</p> <p>そこで、職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象としていることについて、対応を検討すべきである。</p> <p>なお、令和6年度のシステム変更に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校の教員は登録対象にしない。（参集の対象とならないため。）</li> <li>・県立学校の校長、教頭、事務担当者は登録の対象とし、参集の対象とするという運用に変更したことである。</li> </ul>	<p>業務継続計画に基づき、各所属の職員の参集体制を定めており、迅速な体制配備を主目的として職員参集支援システムを運用している。</p> <p>職員参集支援システムの登録対象者については、関係部局と調整のうえ定めており、教育局については、令和6年度の同システムの変更に伴い、登録対象者を県立学校の校長、教頭、事務担当に限定することとした。</p> <p>そのため、現在教員は職員参集システムの登録対象とはなっておらず、令和7年度に実施する同システムの訓練においても対象とはなっていない。</p>	その他	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																												
県庁の実践的な防災体制整備費【176ページ】	<p>【意見43】職員の異動や人事情報を適時に反映して職員収集支援システムの正確な登録率が算定できるよう検討することが望まれる。</p> <p>職員収集支援システムの登録率（令和6年9月1日現在）の算定は、以下のように集計されていた。</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>登録数(人)*</th> <th>職員定数(人)**</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>7,130</td> <td>7,159</td> <td>99.6</td> </tr> <tr> <td>行政委員会</td> <td>73</td> <td>80</td> <td>91.3</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>424</td> <td>439</td> <td>96.6</td> </tr> <tr> <td>下水道局</td> <td>120</td> <td>111</td> <td>108.1</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>7,813</td> <td>7,855</td> <td>99.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>*令和6年9月1日現在 **令和6年4月1日 (出典：危機管理防災部危機管理課作成資料)</p> <p>上記のうち、下水道局については、職員定数より登録数が多くなっていた。</p> <p>この原因は、職員収集支援システムへの登録については、職員や異動情報の反映を担当課に依頼したのちに危機管理課で集計を行っているが、集計時点での所属課における所属情報が変更されていない、また、退職しているにもかかわらず登録が残ってしまうケースがあるためと推定されることがあった。</p> <p>しかし、職員収集支援システムへの登録率は100%を目指すべきところ、その登録率の算定の際に、異動や退職等の人事情報が反映されていないのでは、算定される登録率の信頼性が揺らぐことになる。</p> <p>そこで、異動や人事情報を適時に反映して正確な登録率が算定できるよう検討すべきである。</p> <p>なお、平成6年度のシステム変更に伴い、年2回の導通試験と年度初めの定期異動の時に管理者側で人事情報と合わせる仕組みを導入することで、正確な適時な登録が図れるような変更を行ったとのことである。</p>		登録数(人)*	職員定数(人)**	割合(%)	知事部局	7,130	7,159	99.6	行政委員会	73	80	91.3	企業局	424	439	96.6	下水道局	120	111	108.1	議会事務局	66	66	100	(合計)	7,813	7,855	99.5	令和6年度の職員収集支援システム変更に伴い、同システムの登録対象者はすべて登録済みである。登録にあたっては、人事情報と紐づけることで登録情報の精度を向上させている。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付
	登録数(人)*	職員定数(人)**	割合(%)																													
知事部局	7,130	7,159	99.6																													
行政委員会	73	80	91.3																													
企業局	424	439	96.6																													
下水道局	120	111	108.1																													
議会事務局	66	66	100																													
(合計)	7,813	7,855	99.5																													
防災体制整備費【180ページ】	<p>【意見44】総括部研修について、研修内容の習得を担保するため、欠席者が後日フォローを受けたことを確認することが望まれる。</p> <p>研修については、参加率を高めるためにオンラインでの受講も可能とする等の施策を取り、参加しやすさに配慮はしているが、危機管理防災部での災害等業務上の対応が必要等の理由で当日欠席せざるを得ない者もいるとのことである。その場合、研修動画の視聴、課内の各班での伝達等、各担当課で研修のフォローを行うことで対応しているとのことであった。一方で、研修を所管する災害対策課として、これら当日欠席者に対する研修のフォローが実際に行われたか否かについては、確認していないとのことであった。</p> <p>ここで、防災体制整備費の中で実施している研修の目的は、災害の初動時において想定される業務とその分担・流れなどについて共通理解を図ることにある。この目的は、研修に当日の出席者のみならず、研修当日の欠席者にも等しく達成される必要があり、当日研修を欠席した者が後日そのフォローを受けることで達成されるものである。そこで、研修目的の達成を管理するためには、当日欠席者に対する研修のフォローが実際に行われたことを、研修を所管する災害対策課が確認することが望ましいと考える。</p> <p>具体的な方法としては、例えば、研修欠席者に対しては、研修のフォローを受けたのちに、その内容についてアンケートを実施し、これを提出させることが考えられる。アンケートには、フォローを受けた日時、方法（動画、講義、書面等）、研修の感想等を記載し、各班長の確認を経て、研修を所管する者がチェックを行い、当日欠席者全員が研修のフォローを受けたことを管理することが考えられる。</p>	欠席者に対し、研修動画の視聴や資料の確認を促すなどのフォローを行うとともに、研修の内容についてのアンケートを令和7年8月に実施した。また、その内容を班長が確認のうえ、災害対策担当に報告させた。	対応済み	災害対策課																												

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
防災体制整備費【181ページ】	<p>【意見45】要配慮者で自力帰宅困難な方の搬送の準備として、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望まれる。</p> <p>帰宅困難者対策として、協議会を設置して、情報共有、一時滞在施設の開設運営や帰宅困難者の誘導等に関する訓練を実施しており、その中で、要配慮者（障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの人、要介護者、外国人）で自力帰宅困難な方についても、バス搬送訓練についての意見交換、訓練の実施によって災害時の対応の備えとしているとのことであった。また、実際の災害発生時におけるバスでの搬送は、一時滞在施設の施設管理者を通じて搬送の依頼があった場合に、その施設までバスを向かわせて搬送を行うことになるため、バス協会と県とで、災害時等におけるバスの供給に関する協定を締結しているとのことであった。一方で、バスの地域分布などの輸送力の把握まではできていないとのことであった。</p> <p>要配慮者で自力帰宅困難な方については、理想的にはその人数や場所を推計してこれに対応する搬送の手段を確保することが望ましいが、要配慮者には他県在住の方も存在すること、そのうち災害時に自力帰宅困難な方がどこにどのくらい存在するかの正確な推計は難しいこと、等鑑みれば、県としてそれを行うことが困難である点は理解できる。</p> <p>一方で、被搬送者側ではなく搬送者側のバスについては、その県内地域ごとの輸送力について、県内地域ごとの現保有数の把握等一定の準備ができるものと解する。災害発生時にこれらを行いうり、災害発生前から可能な準備は行っておくことが、災害時のより効果的な対応につながるものと考える。したがって、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望ましい。</p> <p>また、そのために、バス協会とは平時より顔の見える関係を築いておくことも有用である。</p>	令和7年12月にバス協会と地域内の輸送力分布について意見交換を実施するとともに、顔の見える関係の構築に努めた。	対応済み	災害対策課
防災体制整備費【181ページ】	<p>【意見46】令和5年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和3年3月の調査のものというは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望まれる。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望まれる。</p> <p>東日本大震災の経験から、首都圏での帰宅困難者の発生と、これに伴う発災時の一斉帰宅の危険性や72時間待機後の分散帰宅の必要性が明らかになっているところであり、防災体制整備費の事業の中でも、発災時の一斉帰宅抑制に関する普及啓発キャンペーンを実施しているところである。</p> <p>本キャンペーンの目的は、災害時の一斉帰宅抑制に関する普及啓発であることから、事業費として費用をかける以上、その内容についての現状の認知度によって、これに応じた内容のキャンペーンを行う必要性があることから、直近の認知度を把握することが有用と考えられる。</p> <p>この点、災害時の一斉帰宅の抑制の危険性や分散帰宅の必要性についての認知度は、令和3年3月に内閣府が実施した個人向けアンケートでは、「内容を詳しく知っていた」6.3%、「内容をおおむね知っていた」30.8%であった。この数値から、現状は普及啓発が必要な段階と判断し、令和5年度のキャンペーンの内容（電車内・駅構内での動画放映、ネット上の特設サイトにおける情報発信、リーフレットのデジタル配布、ポスターの掲出、主要駅でのリーフレット配布、等）を決定している。</p> <p>しかし、令和5年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和3年3月の調査のものというは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望ましい。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府での調査の頻度を上げるよう内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望ましい。</p>	令和7年11月に内閣府に今後の調査予定を確認したが、新たに実施する予定はない、とのことであった。そのため、新たに調査を実施するよう働き掛けた。	対応済み	災害対策課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
九都県市合同防災訓練等開催費【216ページ】	【意見47】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の様子を記録した動画について、動画の中で重要な部分を分かるようにして、短時間で要点を把握できるようにすることが望まれる。動画で合同防災訓練の模様を見ることができるが、3時間もの視聴時間を要することになる。3時間の動画の中で、特に重要な部分が何時何分かを示すことも有益ではないかと思われる。それを受け、県では、重要な部分は分かるように改善されている。	令和6年12月、動画にチャプターを設定し、訓練項目ごとの閲覧が可能となるよう改善した。	対応済み	災害対策課
九都県市合同防災訓練等開催費【216ページ】	【意見48】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の動画ページに参加者の声や視聴者の感想を掲載することが望まれる。合同防災訓練の動画のWebページにて、合同防災訓練の参加者の声や、動画を視聴した方の感想を掲載すると、視聴の参考になると思われる。それを受け、県では、動画のコメント機能を活用して、県民からの意見を把握できるようにした。	令和6年12月、動画のコメント機能を設定し、県民からの訓練に関する感想や意見を把握できるよう改善した。	対応済み	災害対策課
防災基地等維持管理費【229ページ】	【意見49】今後も継続して防災基地での訓練を行うとともに、協定事業者の知見を蓄積し、災害時にその結果を生かせるようにすることが望まれる。	今年度も継続して防災基地における訓練を行い、協定事業者の知見の蓄積に努めていく。	対応済み	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【240ページ】	【意見50】目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。 目標備蓄算出数量の算出過程では帰宅困難者数及び高齢者数、乳幼児数が計算基礎データとして考慮され算出されているが、いずれも平成24年～平成26年の数値が使用されており、乖離が生じている状況である。 駅周辺の帰宅困難者数は平成24年の大宮駅、鉄道博物館駅、北大宮駅、北与野駅及びさいたま新都心駅の1日使用者数を合計して767,470人として算出されているが、データが古く最近の数値と乖離が生じている。令和4年度において県がホームページで発表している「県内駅・利用者数ランキング」(令和4年度・1日平均)を用いて監査人が該当する駅の利用者数を算出してみると749,394人であった。 目標備蓄算出数量の基礎となる高齢者数と乳幼児数については、同計画では平成26年1月1日現在のデータが使用されている。しかし、同データについても平成26年から約10年が経過し、少子高齢化が急速に進行した現在においては割合が大きく変動している。県がホームページにおいて提示している年齢階層別人口によれば別記のとおりであった。 目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。 前述のとおり、現在の備蓄計画は平成26年1月1日現在の人口数を用いて、乳幼児のために必要な備蓄品の数量を決定している。なお、監査人が県提供のデータに基づいて試算したところ乳幼児の割合について乖離が生じている状況であった点についても言及しておく（後期高齢者の割合の割合は一致していた。）。	現在、目標備蓄数量の算出には、埼玉県地震被害想定調査の結果を基礎データとして用いているところ、本県被害想定の今後の見直し状況等を踏まえ、最新のデータを活用した備蓄数量を算出できるよう検討していく。	対応中	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【241ページ】	【意見51】目標備蓄数量について、大宮駅周辺の1日利用者数などを用いて算出しているが、前提の利用者数は平成24年～平成26年の数字を用いているため、できるだけ最新の数字を用いて計算することが望まれる。（少なくとも5年ごとに更新することが望まれる。） 上述の指摘に関連するものである。大宮駅周辺の1日利用者数は災害対策課にて算出している数字を利用していることや、近年感染症の影響により増減が生じている状況ではあるが、関係部署の協力を得て、できるだけ最新の数字を用いて計算をすべきである。	現在、目標備蓄数量の算出には、埼玉県地震被害想定調査の結果を基礎データとして用いているところ、本県被害想定の今後の見直し状況等を踏まえ、最新のデータを活用した備蓄数量を算出できるよう検討していく。	対応中	災害対策課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【241ページ】	<p>【意見52】生活必需品備蓄計画について、平成26年度時点の人口調査に基づき、必要数量を算出しているが、古い数字を用いているため、できるだけ最新の人口調査に基づき必要数量を更新することが望まれる。</p> <p>上述の指摘に関連するものである。人口調査も災害対策課にて算出している数字を利用していいる。今後も関係部局の協力を得て、できるだけ最新の人口調査に基づき算出すべきである</p>	現在、目標備蓄数量の算出には、埼玉県地震被害想定調査の結果を基礎データとして用いているところ、本県被害想定の今後の見直し状況等を踏まえ、最新のデータを活用した備蓄数量を算出できるよう検討していく。	対応中	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【242ページ】	<p>【意見53】備蓄品について劣化が著しい備蓄品が存在しているため廃棄を徹底することが望まれる。</p> <p>備蓄品について県職員が段ボール箱をランダムに開封して、個装品を外観から異常がないかをチェックしていることは伺えた。しかしながら平成16年納入のウエットティッシュを監査人が持つてみたところ明らかに水分が抜けっていてウエットティッシュとしての役割を果たさないと思われるものが存在していた。この点について担当者に確認すると、備蓄品を実際に開封して検査し、利用できないものは順次廃棄しているということであったが、いつ災害が起こっても備蓄品はいつでも利用できるように劣化が著しい備蓄品は廃棄することが望ましい。</p>	令和6年12月、備蓄品の状態確認を行い、劣化が著しい備蓄品については廃棄した。なお、経年劣化の影響を受けやすい物品については、日常的な確認の対象とし、状態の確認を適宜実施するとともに、関係部局と共同して物資の定期点検を通じて確認する。	対応済み	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【242ページ】	<p>【意見54】備蓄体制の適切な管理と柔軟性を確保するためには、「品目別の賞味期限管理」「更新頻度」「避難所への迅速な供給体制」など、多面的な評価指標を整備し、定期的な見直しを行うことが望まれる。</p> <p>令和5年度の評価指標として「1.5日分の食料備蓄」が達成されている点は一定の評価に値する。</p> <p>また、備蓄物資については、賞味期限や使用期限で適切に管理されており、必要に応じた開封や状態確認が行われている。</p> <p>また、物資運搬事業者との協定締結に加え、協定事業者と連携した物資搬出入訓練を実施しており、災害時に迅速な物資搬出入を可能とする体制が整備されている点も評価される。</p> <p>一方で、現行の評価指標が数量に限定されているため、災害時の備蓄の実効性を十分に評価するには課題が残ると考えられる。</p> <p>ただし、県は「災害の状況により、搬出入する物資の品目や数量、搬出入の方法、車両の種類や運搬経路が大きく異なるため、供給までの時間を指標として設定することは適当でない」としており、これを踏まえ慎重に検討する必要がある。</p> <p>こうした前提を踏まえつつ、備蓄体制の多面的な評価を可能にするため、品目別の状態確認結果や訓練内容の成果を記録・分析する仕組みをさらに整えることが望まれる。</p> <p>これにより、備蓄物資の有効活用と効率的な管理体制が実現し、災害時の住民支援の精度向上が期待される。</p> <p>また、こうした取組は、災害対応の透明性を高め、県民からの信頼性向上や防災意識の更なる向上にも寄与するものである。</p>	<p>令和6年5月、協定事業者の協力のもと物資搬出入訓練を実施しており、協定事業者のフィードバックを踏まえて、備蓄環境や訓練内容を見直すこととし、市町村への迅速な物資供給体制を整えている。</p> <p>また、令和6年12月には、備蓄品リストに納入時期及び使用期限を追記し、品目毎の耐用年数や更新期限を明確にすることで管理体制についての評価指標を整えた。</p>	対応済み	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【243ページ】	<p>【意見55】協定事業者の知見を得て、引き続き数量カウント等の誤りがないように、誤りやすい例を周知する、カウントしやすいように在庫の配置図を棚札に添付するなどの方法を検討することが望まれる。</p> <p>現地調査での備蓄品の保管状況を踏まえて質問したところ、備蓄品の数量について、備蓄品の積上方法や数え方の誤りなどで、数量の記入誤りがあるとの回答があった。また、棚札にも修正の証跡があった。県によれば、備蓄品の積上方法等については、現地調査後も協定事業者からに助言をもらっているとのことであり、配置図を棚に添付することも実施しているとのことであった。</p> <p>ゆえに、現地調査後、速やかに正確な備蓄品のカウントに努めており、引き続き正確な数量の把握に努められたい。</p>	令和6年12月、備蓄品の積上方法等について協定事業者から助言を得たほか、配置図を設置するなど備蓄環境を改善した。	対応済み	災害対策課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【244ページ】	【意見56】産業労働政策課作成の備蓄品ファイルによれば、毛布、子供用おむつ、トイレットペーパー、使い捨てトイレについて、目標値を実績の備蓄量が下回っている状況にあるため、目標値以上の備蓄となるよう、追加購入が望まれる。	目標値を達成できるよう、引き続き備蓄を推進していく。	対応中	災害対策課
災害対策用物資備蓄費(防災基地)【244ページ】	【意見57】「埼玉県 災害用備蓄物資・資機材一覧表（概要） 充足率有」によれば、生活必需品（下着、タオル、くつした、ウエットティッシュ、おむつ、生理用品）について充足率が100%を下回っているため、100%以上となるよう、備蓄品の確保が望まれる。	目標値を達成できるよう、引き続き備蓄を推進していく。	対応中	災害対策課
ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費【263ページ】	【意見58】ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きの内容が、実際の避難所開設・運営に生かされるように、引き続き周知を行っていくことが望まれる。 当該事業により作成された標準手引きには、ジェンダー視点を取り入れた、より具体的・実践的な避難所開設・運営方法が掲載されており、市町村がジェンダー視点を取り入れた避難所を開設・運営するのに役立つものとなってている。当該手引きは、作成して終わりではなく、当該手引きの内容が実際の避難所開設・運営に浸透するよう普及啓発を行うとともに、現場の状況を追っていくことが肝要である。なお、令和6年度においては、会議等の場で市町村に直接説明を実施しているが、その後の市町村の対応状況についても把握していくとともに、継続して周知を行っていく必要があると考える。今回の標準手引きは、ジェンダー視点の避難所開設・運営が実現してはじめて意義のあるものになっているため、災害発生時に、女性をはじめとした全ての人が安心して避難生活を送れるように、今後も市町村に対して周知を行っていくことが望ましい。	令和7年4月に、各市町村がジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きに基づく、避難所開設・運営マニュアルの改定と、その運用を推進するため、市町村向けの説明会を開催した。 ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きの内容が、実際の避難所開設・運営に生かされるように、引き続き周知を行っていく。	対応済み	災害対策課
DXを活用した災害対応能力の強化事業費【269ページ】	【意見59】事業の実施に当たっては、事業の目的が計画期間内に達成できるように、計画の蓋然性が担保されるような精緻な計画を立てることが望まれる。 当該事業は、災害時のドローンによる災害現場観測の実証実験事業であり、令和6年度より開始され、令和7年度の実装を目指す計画となっている。これにつき、事業開始時の詳細計画を依頼したが、提出された資料を閲覧する限りにおいては、災害等が発生した場合に、観測手段を決定・観測し、有効性を検証するという大まかな計画は記載されていたものの、目標を達成するまでの具体的なスケジュール等や目標を達成するために必要な具体的な作業等は記載されておらず、いつ時点での作業が実施されるべきかが判然としなかった。事業を実施するに当たっては、効果的かつ効率的に事業を行うことが求められるため、計画期間内に事業目的が達成されるように、より具体的で精緻化された計画を立てることが望ましい。	令和6年度の実証実験で課題となった、撮影依頼から写真等の成果物提出までの時間短縮のため手順の確認や、撮影場所の変更（河川、平野中心から今年度は中山間地域）による見え方の違いなどについて令和7年度に試行するとともに、発注等における具体的なスケジュールを作成した。令和8年度から実災害での実装を行う。	対応済み	災害対策課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	概要 監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
地上系防災行政無線施設再整備事業費・衛星系防災行政無線施設再整備事業費及び地域衛星通信運営事業費【276ページ】	<p>【意見60】入札可能参加者が限られている契約についての入札の実施は、特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなど、とりわけ1者入札の発生について慎重に対応することが望まれる。</p> <p>地上系防災行政無線施設再整備事業費についての入札状況については次のとおりであった。</p> <p>入札者数：1者 入札回数：1回</p> <p>上記のとおり、地上系防災行政無線施設再整備事業費に関しては1者応札であり、一般競争入札における競争性が十分に發揮されない結果となってしまっている。これについて、担当者の説明によれば「業者選定委員会において、地域要件を設定しない（全国）など、資格要件を都度選定することで、一定の応札可能業者数を確保している。なお、本業務については、前年度に同者が基本設計業務を受注しており、今回はそれを受けての実施設計業務となるため、他者は応札を見送ったものと分析している。」との回答があった。</p> <p>入札可能参加者が限られている入札についての入札の実施は特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなどとりわけ1者入札の発生については慎重に対応することが望ましい。</p>	<p>令和6年度の一般競争入札に際し、最大30者程度の入札参加が見込めるよう資格要件の設定を慎重に行った。その結果、9件中6件については複数者による入札となった。</p> <p>引き続き、入札参加事業者を複数確保できるよう要件を慎重に検討するとともに事後分析を行っていく。</p>	対応済み	消防課
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業【286ページ】	<p>【意見61】「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）への対処の十分性の観点より、国の指針が示され次第早急に県として市町村との地域防災力の充実強化に関する意見交換や好事例の横展開等、消防団員の確保や消防団の活性化を企図する市町村の後方支援を行うことが望まれる。</p> <p>県内の在留外国人は221,835人（令和5年6月末）であり、近年増加の一途をたどっている。このような状況の中、在留外国人へ向けた外国语での平時における広報活動、災害時の誘導、避難所での通訳等の必要性は相対的に高まっていると言える。このような状況の中、外国人消防団員加入に関する後方支援を市町村に対して行って行くことは、県が負う「地域防災力の充実強化を図る責務」を全うすることに繋がると考える。</p> <p>他自治体や県内で先行事例を集約の上、市町村の後方支援を行って行くことが望まれる。</p>	<p>令和7年1月31日付け消防地第66号により、消防庁から外国籍住民が地域で消防団員を担う際の目安となる活動例が通知された。</p> <p>その旨並びに全国の好事例を令和7年2月5日付け消防第1320号により市町村へ周知した。</p> <p>令和7年5月開催予定の市町村担当者会議で国や県の情報を提供し後方支援を行った。</p>	対応済み	消防課
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業【291ページ】	<p>【意見62】「埼玉県消防団ポータルサイト」について、SNSからの誘導をより充実させることが望まれる。</p>	<p>令和7年1月開催の市町村担当者会議では、消防団及び市町村における広報担当者の調査を実施した。</p> <p>その調査結果を踏まえて、令和7年5月開催予定の市町村担当者会議では、消防団や市町村の広報担当者にSNSの活用を促し、「埼玉県消防団ポータルサイト」に誘導するよう働きかけを行った。</p>	対応済み	消防課
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業【292ページ】	<p>【意見63】埼玉県消防団のPR（特に新規入団者の増加）を目的とした「埼玉県消防団ポータルサイト」やPR動画について、目標の設定からその達成状況まで適切に管理することが望まる。</p> <p>特に、ポータルサイトへのSNS等からの流入の経路、ポータルサイト内での行動、入団申し込みまでの過程を適切に分析し、各要所（大分県の例：広告配信回数→視聴回数→LP遷移数）での目標値を設定し、適切に目標による管理していくことが適切と考えられる。</p> <p>大分県（消防団員確保プロモーション事業）の例では、広告配信回数、視聴回数、LP遷移数について目標値を設定し、ターゲット、配信媒体、配信時間帯等の条件設定を変更し分析を行ったとしており、目標による管理について参考にされたい。</p>	<p>消防団ポータルサイトのアクセス数12,000回/年、サイト経由の入団申込数50件/年・入団者数25件/年と目標設定し、目標達成に向けて定期的に達成状況を確認し、適切に管理している。</p>	対応済み	消防課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
防災ヘリコプター総合運航管理費【308ページ】	<p>【意見64】「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すことが望まれる。</p> <p>防災航空センターの訓練時に使用される施設の安全を確保するため、「埼玉県防災航空センターにおける訓練時安全管理要綱」第3条には、「安全主任者は、訓練を安全かつ円滑に実施するため、訓練施設等を常に良好な状態に維持するよう、屋内訓練施設点検表（様式第3号）及び資機材（月・半年）点検表（様式第4号）に従い点検を実施するものとする。」と規定されている。サンプルで数ヶ月分の資料を閲覧したところ、「資機材点検表」には上長承認の証跡があるが、「屋内訓練施設点検表」には上長承認の証跡がなかった。両書類は一体となって上長の承認を得ていたため、一方の書類にのみ証跡を残していたとのことであるが、いずれの書類も訓練施設等を常に良好な状態に維持するための重要な書類であり、両書類は前述の要綱においても別々に定められていることから、「資機材点検表」と同様に、「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すべきである。なお、令和7年1月1日付で屋内訓練施設点検表（様式第3号）が改訂され、上長承認欄が新設され、改善が図られている。</p>	<p>改訂した屋内訓練施設点検表（様式第3号）に基づき、令和7年1月から、上長承認の証跡を残している。</p>	対応済み	消防課
防災ヘリコプター総合運航管理費【308ページ】	<p>【意見65】公有財産として登録されている無線機について、県有備品との区別や、公有財産台帳との照合を容易にするための措置を講じることが望まれる。</p> <p>防災航空センターのブリーフィングルームには、公有財産として公有財産台帳に登録されている数台の無線機があり、これらは平成29年度及び30年度にかけて、県庁局や中継局、関係機関を含めて移動系防災行政無線の工事として当時の消防防災課により一括発注され取得したものである。しかしながら、当該無線機を実際に確認したところ、公有財産であることと明示するものが貼付されていなかったため、公有財産であることを把握することや、県有備品と区別することが著しく難しい状態であった。同室内には多数の県有備品があり、当該無線機がこれらの県有備品と混同される可能性が否めない。県の職員は定期的な人事異動があることから、当該無線機について詳細な情報を把握していない者であっても、公有財産であることを容易に把握し公有財産台帳と照合できるようにすることや、県有備品と混同することのないようにするために措置を講じるべきである。</p>	<p>令和6年度中に当該無線機に「消防課 公有財産」の表示を行っている。</p>	対応済み	消防課
防災ヘリコプター総合運航管理費【309ページ】	<p>【意見66】航空機保険の内容を防災航空センターの職員に十分に周知することが望まれる。</p> <p>当該事業について加入している航空機保険について、隊員や要救助者に対して不測の事態が発生した場合にどのような状況のときにはどの程度補償されるのかについて、防災航空センター内で十分な情報が共有されていない。仮に不測の事態が発生した場合に、補償される範囲を県職員が十分に把握していないと、航空機保険で正しい請求ができず多額の支出が発生する可能性があり、県の財政に大きな負担をかけることにつながり得る。そのため、保険会社から航空機保険に関する詳細な内容をヒアリングし、組織内で十分な情報共有を図るべきである。なお、令和6年度中に、県は保険会社から航空機保険の詳細な内容を再度ヒアリングし、センター全職員に改めて説明を行っており改善が図られている。</p>	<p>令和6年度中に保険会社から補償内容等についてヒアリングを行い、センター職員全員と共有した。 以降も隊員の入れ替えがあった際には、転入者に航空機保険の詳細について説明していく。</p>	対応済み	消防課
防災ヘリコプター総合運航管理費【309ページ】	<p>【意見67】航空機の整備部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表等の資料において明示することが望まれる。</p> <p>毎年9月末と3月末に、防災ヘリコプターの整備用に保管している部品の棚卸結果の確認を、本田航空株式会社から県に提出される保管部品一覧表に基づき実施している。しかしながら、当該表上では、部品の取得年月日や品質に関する記載がないため、取得してから長期間が経過していないか、品質に問題がないかを個々に確認することができない。本田航空株式会社が管理するシステム上では部品の品質管理が厳格に行われており、品質に問題がない部品のみが保管部品一覧表に掲載されていることだが、品質に問題がないことを書面上で確認できるよう、部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表上又は別途資料において明示の上、本田航空株式会社が県に報告する体制を整備し、部品の適切な管理に役立てることが望ましい。</p>	<p>令和6年度3月末分から、本田航空株式会社から保管部品一覧表に掲載された部品の品質に問題がないことを別途資料において明示の上、報告を受けている。</p>	対応済み	消防課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業【324ページ】	<p>【意見68】情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望まれる。</p> <p>埼玉県特別機動援助隊「埼玉S M A R T」によって、令和5年6月13日に情報伝達訓練が実施されている。そこには消防機関26機関、医療機関16機関、医療整備課等が参加している。川口市内において土砂災害が発生するという総合実践訓練と同想定の下、災害が発生した際の埼玉県、消防機関及び医療機関における円滑な情報伝達手段の構築及び検証を目的としている。</p> <p>当該訓練の中にもEM I Sへの入力訓練がある。EM I Sは災害時に医療機関の被災状況等の情報（ライフラインの稼働状況、建物被害の有無、患者の受け入れ可否等）や埼玉DMATを中心とする保健医療活動チームの活動内容を一元的に収集し、関係者間で共有するシステムで全国的に整備されており、災害時は限られた医療資源（人的資源含む）を効率的に活用して必要な支援を効率的に行う必要があるため、埼玉DMATの出動状況や災害現場の状況などを支援に必要な情報を一斉に関係者間で共有できるEM I Sは災害医療の基盤となるシステムである。埼玉DMATを構成する医療機関は22あるが、そのうち16の機関が今回の訓練に参加しEM I Sへの入力をしているが、残りの6医療機関は当該訓練に参加できなかったためEM I Sへの入力ができなかつた。当該訓練に不参加だった医療機関については、別の機会において県の医療整備課と共にEM I Sへの入力訓練を実施しているとのことであり一定の訓練はされているが、情報伝達訓練においても全医療機関が参加することが理想的であると考える。医療機関側にも様々な事情はあると考えられるが、医療機関は災害が発生した際に人命救助を担う非常に重要な機関であり、県は情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望ましい。</p>	令和7年6月に実施した情報伝達訓練においては、消防機関、防災航空隊及び埼玉DMATを構成する22医療機関あてに参加を促し、事前に日程調整を行った上で実施日を決定した。	対応済み	消防課
埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業【325ページ】	<p>【意見69】各研修で挙げられた要改善事項について、早急に対応できるように関係者に促していくことが望まれる。</p> <p>令和5年9月21日に実施した基礎研修消防・医療のアンケート集計に、様々な要改善事項等が記載されている。例えば、「DMAT隊員の身に着ける個人防護（ゴーグル、ヘッドライト等）が一部老朽化（約10年前に購入）により機能不良でした。隊員の方もそのことに気付いていないようでしたので、このような研修を続けていく上で、その都度消防側から医療側への情報提供を行い、準備資機材に不備がないようにしていただけたらと考えます。」とあった。当該アンケート結果も含め、年度を通じた要改善事項について、県は年度末に近づいた時期に全関係当事者と協議を行い、次年度の研修内容に反映させることを目標として定めた。しかしながら、令和5年9月に実施された基礎研修で挙げられた要改善事項は災害への適時適切な対応の観点からは、基礎研修後に早急に対応が必要な内容と考えられる。よって、各研修で挙げられた要改善事項で早急に対応すべきものについては、速やかに対応できるように関係者に促していくことが望ましい。</p>	令和6年度の研修では、基礎研修終了後に検証員によるフィードバックの時間において、個人装備の不備については早急に対応するよう促している。引き続き、早急に対応が求められる事項については、研修終了後に周知していく。	対応済み	消防課
S N S 災害情報センター制度【328ページ】	<p>【意見70】「S N S 災害情報センターへのご協力のお願い」の動画は、約4年前に作成されたものであるため、災害情報について、当時のTwitterに記載する旨の説明がされているが、現在はXに名称が変更されている。そこで正しい表現とするため、X（旧Twitter）である旨、動画を更新する、ないしは、動画へのアクセス先のところに、注書きを付すなどして、正確な情報に更新することが望まれる。</p> <p>この点、監査でコメントした後、動画案内の箇所において、「動画内の『ツイッター』は『X（旧Twitter）』に読み替えて御視聴願います。」との記載が追加され、正確な情報に更新されたことを確認した。</p>	令和7年1月に、県ホームページの動画案内の箇所において、「動画内の『ツイッター』は『X（旧Twitter）』に読み替えて御視聴願います。」との記載を追加した。	対応済み	災害対策課
その他の施策等【329ページ】	【意見71】消防庁が定める地方公共団体における業務継続計画において定めるべき6項目について、一部市町村では、金銭的負担等の制約があり定められていない現状がある。しかし、上記6項目については県民の安全のためには、定めるべき内容であるため、現在も定めていない市町村に対しては、引き続き、県から定めるように市町村に働き掛けることが望まれる。	重要6要素が定められていない市町村に対して、引き続き定めていただくよう定期的に働きかけを行っていく。	対応済み	埼玉版FEMA推進幹付

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
水防情報システム整備費 【338ページ】	<p>【意見72】水防情報システムに使用される機器の多くが老朽化しており、計画的な更新が望まれる。</p> <p>現在は予算の制約により、限界保全にとどまる状況が続いており、緊急時の機器故障リスクが高まることで災害対応能力の低下が懸念される。</p> <p>従来型の水位計については、これまで保守運用業務委託を発注し、定期的な点検を実施してきたが、耐用年数超過に伴う故障の増加が予想される。</p> <p>このため、安価で汎用的な簡易型水位計の導入を進め、コストを縮減しつつ、県民へ適切に情報を提供できる体制を構築することが重要である。</p> <p>また、令和6年度からは簡易型水位計や河川監視カメラについても点検業務委託を発注する予定であり、これらを含めた設備の状態を定期的に評価し、更新の優先順位を明確化する計画の策定と、必要な予算措置の仕組みを構築することが求められる。</p>	<p>令和6年度より、簡易型水位計及び河川監視カメラについて保守点検業務委託の長期継続契約を行った。この委託により、個々の設置環境や機器損傷などのデータを収集する。これにより得られた情報を活用し、機器が満足に動作することが可能な残存寿命などを評価、整理し、効率的で無駄のない更新計画の策定を進め、必要な予算を確保する。</p>	対応中	河川砂防課
水防情報システム整備費 【339ページ】	<p>【意見73】日々の点検の結果、不具合の度合いを考慮しながら、現状老朽化した部品の交換や計画的な機器の更新などを使い分けるなど、限られた予算の中で工夫しながら運用している現状にある。今後も限られた予算の中で、水位計の機能を維持できるように、日々の点検を適切に行う等、引き続き効果的な水防管理に取り組まれることが望まれる。</p>	<p>令和6年度より行っている保守点検業務委託に加え、令和7年度より年1回の詳細点検を実施することで、機器が測定不能になる前に部品交換や機器更新を行うよう努めるとともに、日常的な機能監視を実施し、些細な異常や不具合を見逃さず、速やかな支障対応を行うよう努め、継続的な情報の収集、発信を目指す。</p>	対応済み	河川砂防課
緊急浚渫（しゅんせつ） 推進費・河川改修費（水辺）【346ページ】	<p>【意見74】技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望まれる。</p> <p>県における緊急浚渫推進費及び河川改修費の執行については共に原則として価格による一般競争入札、いわゆる「価格競争方式」が採用されており、価格以外の要素も考慮する「総合評価方式」については例外的に採用されているのが現状である。令和5年度緊急浚渫推進費を例にとると総契約額上位30件のうち25件が価格競争方式で残りの5件が総合評価方式であった。</p> <p>「価格競争方式」の問題点は価格のみの競争になってしまうため、特に工事の場合最低入札価格での落札やくじ引きによる業者選定が常態化してしまう危険性があり、これが契約の適正性を害し、品質の確保及び確実な施工に対する懸念が高まっており、県についても同様の状況が伺える。</p> <p>そこで技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望ましい。</p> <p>この「総合評価方式」では、工事目的物や品質の向上、ランニングコストを含むトータルコストの削減、住環境の保全、不良・不適格業者の排除など様々な効果が見込め、同時に入札談合等の発生のリスクが飛躍的に低くなるというメリットがあり、本県における工事の受注状況を見る限り、総合評価方式採用に伴うメリットが価格競争方式に伴うデメリットを大きく上回る状況と思われる（注1）。</p> <p>（注1）国交省「総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事品確法を踏まえて～」平成19年3月</p>	<p>浚渫工事の総合評価方式での発注をさらに推進するため、令和7年度に開催した複数の部内会議で総合評価方式の導入を検討するよう、議題として取り上げている。</p>	対応済み	河川環境課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
緊急浚渫（しゅんせつ） 推進費・河川改修費（水辺）【347ページ】	<p>【意見75】浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について検討することが望まれる。</p> <p>浚渫土については、県としても浚渫土の発生状況をホームページ等で公表し、実際に他工区への転用や改良プラントでの利用実績の高さなどを利活用について積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。しかしながら、担当者の説明によれば建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会 平成10年11月制定 令和5年1月改定）に従って、浚渫土については、現場で利用できるか否か判断してその利用方法を検討し、利用できる場合はその都度必要とされている現場に運搬し、利用できない場合は処分しているということであった。この浚渫土については環境への負荷及びコスト意識を認識しながら利活用を図っていくことが将来的にも望ましい姿である。もっとも浚渫土の活用について多くが大量の水分を含むため難しい面があることは否めないが、それでも浚渫土の最終処分場がひっ迫してきていることに呼応して、浚渫土有効利用のための新しい技術が次々と考案されており（注1）、県ではルールとしてそのような新技術の導入の適否について検討する機会そのものが存在しないのは問題である。本県においても、浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について機会を設けることを検討することが望ましい（注2）。</p> <p>（注1）新倉博・松本歩・長尾喬平・小森裕「浚渫年度を原料とした高強度固化処理ブロックの製造実験」土木学会論文集C（地盤工学）, Vol. 75, No. 1, pp. 62-75, 2019      江守辰哉・上野一彦・渡部要一「浚渫粘土を母材料とする人口石材を裏込材として用いた重力式護岸の遠心模型実験」土木学会論文集B3, Vol. 78, No. 2, I-547-I-552, 2022      （注2）福井県では平成27年～28年において専門家から構成される「河川浚渫土砂利活用促進検討会」を開催して、浚渫土砂の有効利用の検討を行っている。</p>	浚渫土砂を処分ではなく、有効利用できる方法を検討する。	対応中	河川環境課
河川施設震災対策費【357ページ】	<p>【意見76】耐震化工事については、計画的に進めていくことが望まれる。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望まれる。</p> <p>耐震化工事については、計画的に進めていくことが望ましい。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望ましい。</p> <p>大雨等の自然災害が増加傾向にある中、河川施設の震災対策は必須であり、県の全排水機場18施設のうち耐震補強工事が必要な17施設について、令和7年度には耐震工事対象の全ての排水機場について工事着手に至るよう、県としては鋭意努力しているところである。</p> <p>排水機場の耐震補強工事は、計画的に実施しているところであるとのことだが、令和5年度末で排水機場6施設について工事着手に至っていないところもある。この耐震化工事の財源として利用している緊急自然災害防止対策事業費債（交付税措置70%）は、起債可能期間が令和7年度で終了見込みとのことであった。</p> <p>当該事業の重要性に鑑み、県としてはこのような地方交付税措置のある地方債の有無にかかわらず当該事業を進めており、活用できる有利な起債があれば活用して進めていくとのことであったが、今後当該事業の完了に向け有利な起債を活用できるように努めつつ、耐震工事の必要な排水機の耐震化工事を進めていくよう留意することが望ましい。</p>	令和7年度予算においては、河川施設震災対策費で緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしている。 国の緊急自然災害防止対策事業債が令和7年度で終了が予定されていることから、排水機場の耐震化を計画的に進めるため、緊急自然災害防止対策事業債の継続について、国へ要望している。	対応中	河川環境課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害対応訓練（埼玉版FEMA）【365ページ】	<p>【意見77】災害対応訓練において、今後も、他の都道府県の訓練内容や実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て、訓練をプラスアップさせていくことが望まれる。</p> <p>県では、毎年災害協定業者と大地震による道路被害等を想定した災害対応訓練（情報伝達訓練及び道路啓開訓練）を実施している。これにつき、他の都道府県においても同様な訓練を行っているとは聞いているものの、他都道府県が実施している訓練の詳細については把握しておらず、情報共有は行われていない。これについて県土整備政策課に質問したところ、他都道府県実施の訓練詳細は把握していないものの、IP無線機やドローン等の導入は、東日本大震災等の実際の事例を踏まえて取り入れたものであり、また、災害のシナリオについても、危機管理防災部の作成する実際の災害を想定した具体的な対応を行っているとの回答を受けた。県内で例年同様の訓練を行っていても見えてこない課題や不十分な点を明らかにし、県の災害対応訓練に生かすため、今後も、他の都道府県の訓練内容や、実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て訓練をプラスアップさせていくことが望ましい。</p>	<p>今年9月に実施された災害対応訓練において、他県訓練情報の収集によるシナリオのプラスアップを行った。また、能登半島地震を踏まえ、本年度はドローンの活用拡大について検討を行っている。</p> <p>引き続き、他の都道府県の訓練内容や、実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て訓練をプラスアップしていく。</p>	対応済み	県土整備政策課
災害対応訓練（埼玉版FEMA）【366ページ】	<p>【意見78】県関係部局と災害協定業者等の各参加者に対し、アンケート等によるフィードバックを行い、訓練で生じた課題を洗い出し、対策を講じることで、次年度以降の訓練のプラスアップ及び実際の大規模災害時の初動対応に役立つことが望まれる。</p> <p>災害対応訓練において、参加した県の関係部局及び災害協定業者からのフィードバックについての資料が残っておらず、例年どのようなフィードバックが行われているかが不明である。また、災害対応訓練にて抽出された課題とその対応策が記載された資料（「8.1.訓練の振り返り（課題と対応）」）を閲覧したところ、県土整備部及び危機管理防災部で抽出されたと思われる課題のみが記載されており、他の関係部局や災害協定業者にて抽出されたと思われる課題については記載されていない。当該災害対応訓練は、県土整備部・危機管理防災部のみならず、県警察本部等の関係部局や、埼玉県建設業協会会員等、全体で400名程度が参加する大規模なものであり、大規模災害時における迅速な情報伝達や道路の啓開等の初動訓練として非常に大事な訓練であることから、各参加者からフィードバックを受け、そこで抽出された課題等に適切に対応することが必要であると考える。</p>	<p>本年度9月に実施した「災害対応訓練」において、訓練への参加者を対象とした任意アンケートを実施した。課題を抽出し、今後の方針と併せて参加者へ展開している。</p>	対応済み	県土整備政策課
災害対応訓練（埼玉版FEMA）【366ページ】	<p>【意見79】災害対応訓練に関して、県土整備部と危機管理防災部において積極的に情報共有や意見交換を行い、それに関する資料を文書として残すことが望まれる。</p> <p>当災害対応訓練は、道路被害等を想定し県土整備部が主体となって行っており、県の防災の中核である危機管理防災部は当訓練に参加しているものの、両部門における情報共有や意見交換に関する資料は残されていない。これについて県土整備政策課に質問したところ、危機管理防災部とは、訓練説明会などにより必要な情報提供、共有を行っているが、当該事業はあくまで県土整備部内でしっかりと動けるようにしておくための事業であるとの回答を受けた。県土整備部が毎年実施している災害対応訓練は、大震災等の大規模災害時における道路被害を想定したものであることから、危機管理防災部と県土整備部による積極的な情報共有や意見交換が行われるべきであり、また、異動等により職員が変わることもあるため、今後は、どのような情報共有や意見交換が行われ、どのように訓練に反映されたかの顛末について、文書として残していくのが望ましい。</p>	<p>「災害対応訓練」に関して、実施方法や説明会の開催など、危機管理防災部と情報共有や意見交換を行い、記録を残している。</p>	対応済み	県土整備政策課
さいたま減災プロジェクト【373ページ】	<p>【意見80】当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定を行い、適切な管理を行うことにより、「さいたま減災プロジェクト」（ホームページ）の認知度を向上させ、利用者の増加を図っていくことが望まれる。</p> <p>ヒアリングの結果、広報活動やWeb閲覧数等にKPI等の目標値の設定・アクセス数等の分析は行われておらず直近3年間利用者の推移はほぼ横ばいに推移している状況である。</p> <p>投稿サイトの特性上、認知度が向上し利用者が増えるほど集合知としての利用価値が高まる性質がある。この点、認知度を向上させるための要因（ドライバー）の設定、目標の設定及び目標による管理が早急に望まれる。</p>	<p>これまでの利用者数を踏まえ、令和7年度から新たにKPI（令和10年度までに年間アクセス数を倍増させ、200,000件を目標とする。）を設定した。今後、広報の充実化を図りながら利用者の増加につなげていく。</p>	対応済み	都市計画課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
さいたま減災プロジェクト【374ページ】	<p>【意見81】認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくことが望まれる。</p> <p>認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくことが望まれる。</p> <p>県民による自助・共助のまちづくりの推進のため、より多くの県民に「さいたま減災プロジェクト」の存在を知ってもらう必要性は高くその広報が課題となっている。この中で、広報の方法が包括連携企業を通じたチラシの配布のみとなり、その効果（1日当たりの平均アクセス数：上記直近3年間利用の状況参照）も限定的であることを鑑みると、Webページ認知度向上のための新たな施策の実施が望まれる。認知度向上のための要因（ドライバー）を特定し、特にSNS等Web媒体を積極的に利用するなどして広報活動に幅を持たせることが期待される。担当課からのヒアリングでは、以前には悪天候など利用者の増加が見込められるタイミングで、SNSでの広報を行っていた実績もあり、一定の効果もあったとの回答があり、過去の経験なども参考に広報の充実化を図っていくことが望まれる。</p>	<p>包括連携企業を通じたチラシの配布を行うとともに、天気が不安定となる梅雨入り前に、県公式SNSアカウント「埼玉県庁」での広報を実施し、広報の充実化を図ることとした。</p>	対応済み	都市計画課
復興まちづくり担い手育成事業費（復興まちづくりイメージトレーニング）【388ページ】	<p>【意見82】発災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、復興事前準備の取組である復興まちづくりイメージトレーニングについて、埼玉県が主体的に実施していくことが望まれる。</p> <p>当該事業は、事業効果が乏しい、また、本来市町村が主体的に行うべき事業であるとして、令和5年度で終了した事業であるため、令和6年度は予算が配分されていない。そのため、都市計画課では、令和6年度は予算なしでもできる形でかつ市町村が実施しやすいように、従来の復興まちづくりイメージトレーニングを簡略化した形で事業を行うことを模索している。</p> <p>大規模な災害が発生した際に早期の復興を図るには、事前準備をしておくことが重要であり、被災者と行政が対立し、復興スケジュールの遅れが生じた過去の事例での教訓を踏まえた当該事業の復興まちづくりイメージトレーニングは必要な事業であると考える。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、内閣府が作成した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」においても、早期・的確なまちづくりのための事前復興まちづくりの取組の推進について、「平時から災害が発生した際のことを想定し、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備・事前復興まちづくり計画の策定や事前防災まちづくりを推進する必要がある」との記載がある。</p> <p>平時から災害が発生した際のことを想定して備えておくことが重要であり、復興まちづくりイメージトレーニングは、当該復興事前準備として効果的な事業であることから、県が主体的に現在の取組をプラスアップしながら市町村と共に復興まちづくりイメージトレーニングを実施していくことが望ましい。</p>	<p>令和7年度は11月に開催し、市町村職員17名が参加した。開催にあたっては、従来の手法を見直し、開催時間を短縮するとともに、過去の資料を基に資料を作成することで、負担軽減を図り、取組をプラスアップさせた。</p>	対応済み	都市計画課
災害医療体制強化推進事業【406ページ】	<p>【意見83】国の指針を満たす数の災害拠点病院が指定されている状況にはあるが、災害拠点病院の1病院当たりの人口負担が近隣県よりも極めて高い状況にある。県民の安全を考えれば、長期的には災害時連携病院が災害拠点病院となるよう、病院の整備について引き続き、予算措置を行うなどの支援を続けていくことが望まれる。</p> <p>災害拠点病院や災害時連携病院を指定する際には、報道発表を行っており、県としての公式の報道発表は最も効果の大きい広報と考えているとのことである。</p> <p>若者向けという意味でいえば、年に3回消防学校で救急を担う多くの若者に説明をしている状況にある。</p>	<p>本県における災害拠点病院は22か所整備されており、全国で比較した場合、その数は上から8位である。一方で、災害拠点病院の1病院当たりの人口負担については、近隣都県と比べて高い状況にある（埼玉県333千人、千葉県232千人、東京都171千人、神奈川県264千人）。</p> <p>このため、本県独自の制度として、災害拠点病院と連携して中等症患者や容態の安定化した重症患者を受け入れる災害時連携病院の整備を進めているところである。</p> <p>これと合わせて、災害時連携病院が拠点病院となるための要件を満たさるよう、災害拠点病院として求められる浸水対策や自家発電機、受水槽などハード面の整備について補助メニューを用意するなど、支援を続けていく。</p>	対応済み	医療整備課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
災害医療体制強化推進事業【406ページ】	【意見84】災害拠点病院、災害時連携病院、埼玉DMATについて県ホームページでも公表しているが、より県民に周知できるよう、引き続き、広報紙、SNSなどの媒体でも周知を行っていくことが望まれる。	引き続き、広報紙、SNSなど様々な媒体や機会をとらえ周知を行っていく。 なお、若者向けの取組として、年に3回消防学校で救急を担う多くの若者に対しても、周知を行っている。	対応済み	医療整備課
災害医療体制強化推進事業【408ページ】	【意見85】埼玉県5か年計画によれば、災害時連携病院数は令和8年度までに35病院整備する目標であるが、第8次埼玉県地城保健医療計画の策定に向けた方向性によれば、令和11年度は40病院が目標となっている。埼玉県は近隣都県に比して人口10万人当たりの災害拠点病院数が少ないとことから、まずは、この目標を達成できるように取組を進めることができると想われる。	災害時連携病院については、県の要件を満たすよう、担当者が直接病院に赴いて、指定に関する説明、支援を行っている。 令和7年度においても引き続き、病院の状況に応じた支援を行い、災害時連携病院の増加に取り組む。	対応済み	医療整備課
災害医療体制強化推進事業【409ページ】	【意見86】秩父医療圏には災害拠点病院がないなど災害時の医療資源が少ない状況にある。それゆえ、人材育成、設備面での補助などを通じて、災害時も含めた医療体制を強化していくよう継続して取り組まれることが望まれる。	御指摘のとおり、秩父医療圏には災害拠点病院がないが、2つの災害時連携病院が所在している。災害時においてはこの2つの病院が医療圏外の災害拠点病院と連携することで、適切な災害医療を維持していく。 また、病院として希望がある場合には、国の補助金を活用したハード整備の補助を行っている。	対応済み	医療整備課
災害医療体制強化推進事業【410ページ】	【意見87】災害時連携民間精神科病院7病院について、県民への情報提供のためにも、県ホームページにて公表することが望まれる。	4/15付けで、以下のページにて災害時連携民間精神科病院7病院の病院名及び住所を公表した。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/seisin/iryoukikan/siteiryoukikan.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/seisin/iryoukikan/siteiryoukikan.html</a>	対応済み	疾病対策課
災害医療体制強化推進事業【411ページ】	【意見88】県ホームページにおいて、埼玉DMATの訓練・研修として、大規模地震時医療活動訓練と埼玉SMART合同訓練があるが、リンク切れになっている。リンク先を表示するよう修正することが望まれる。 この点、リンク切れの原因を調べたところ、いずれもリンク先は「県政ニュース」のページとのことで、県政ニュースは古いものを外部サイトに移行しているため、移行時にリンクが切れてしまったとのことである。監査人の指摘により、現在はリンク切れは解消されている。今後は、リンク切れが生じないよう、対応することが望まれる。	今後はリンク切れが生じないよう、複数の目で確認できる枝番メールへの通知など漏れがないよう体制を見直した。	対応済み	医療整備課
災害医療体制強化推進事業【412ページ】	【意見89】BCPの未策定の病院が、BCPを策定できるように取組を継続することが望ましい。令和6年度はBCPに精通した講師を迎へ、「病院BCP策定のためのワークショップ（体験型講座）」を2回開催することで、BCP策定の支援を行う取組を行っている。その実績やBCP策定病院からのアンケートなどを基に、より多くの病院がBCP策定できるように周知を図っていくことが望まれる。	令和7年度においても、BCPに精通した講師の協力のもと、各病院が抱えている課題を整理したうえで、より適切な支援ができるようBCP策定の取組を実施する予定である。 また、病院への周知に関しては、顔の見える関係を構築している保健所を通じることで、全病院に届くような体制を整えている。	対応済み	医療整備課
災害医療体制強化推進事業【413ページ】	【意見90】EMISへ入力している病院の割合を100%により近づけていくことが望まれる。県では、EMISの重要性を毎回しっかりと説明した上で案内を出しておらず、今後も1つでも多くの病院に参加いただけるよう周知に努めていくこと。	EMISに関しては、厚生労働省主導で令和7年度から新しいシステムに切り替わった。現在、県としても新EMISへの登録を各医療機関に対して促している。 新システム移行に伴い、医療機関がEMISに触れるこの機会をとらえ、災害時においても対応できるようEMIS入力訓練を実施する予定であり、こうした機会も活用し、入力している病院の割合を100%に近づけていく。	対応済み	医療整備課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	概要 監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
愛護動物の防災・災害対策事業【427ページ】	【意見91】当該事業の目的は、①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進、②県における災害時の動物救護体制の整備にあるところ、各目的に対応する適切な目標の設定及び成果指標の設定が望まれる。	令和7年4月、目標及び成果指標を次のとおり設定した。 ①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進 目標：災害発生時にペットの受入れを可能とする避難所が円滑に開設される 成果指標：ペット同行避難訓練の実施及び研修内容の動画配信（対象：市町村担当者）（全63市町村の参加）  ②県における災害時の動物救護体制の整備 目標：ペット同行避難に対する飼い主の認識が深まり、発災時に各市町村が開設する避難所等への適切な避難が行われる体制を整える 成果指標：ケージや餌など、災害時に必要となる物資を各保健所及び動物指導センターに配備する。（全15か所配備）	対応済み	生活衛生課
愛護動物の防災・災害対策事業【431ページ】	【意見92】愛護動物の防災・災害対策について、より幅広い層へ多方面からの啓発活動が必要と考えられる。特にSNS等を活用し、より広範囲の層へ効果的に意識づけを行い、ボトムアップを図っていくことが望まれる。 埼玉県地域強靭化計画において、施策分野ごとの県の取組の方向性として、「平當時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。」とされているところ、上述の令和2年度県政サポートアンケートの結果では、「ペット同行避難という言葉を知っているか」の問いに、「全く知らなかつた」が45.8%で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」が36.7%と大多数の県民が愛護動物の防災・災害対策について正確な知識を有していない状況である。また、令和5年度に民間企業が行った犬・猫の飼育者の全国1,150名を対象としたペットのための防災対策に関するアンケート調査の結果を公表し「同行避難が原則」を8割近くが認識しておらず、ペット飼育者への理解浸透に課題があると結論付いている状況である。（ <a href="https://www.ipet-ins.com/info/33483/">https://www.ipet-ins.com/info/33483/</a> ） この点、従前のイベントや訓練を通じた啓発活動のみでは限界があると考えられ、SNS等を活用し大多数の県民へ発信を行うことにより、愛護動物の防災・災害対策に関する正確な知見を持つ県民を一人でも多く増やしていくことが重要である。	令和7年2月から、XやInstagram、彩の国だよりなど様々な媒体・手段を利用した広報ツールの拡充に向けて準備を行っている。 ・令和7年4月、県の封筒封かん部にペット同行避難の標語とガイドラインのQRコードを掲載（11万部印刷） ・令和7年7月、ラジオ番組「朝情報★埼玉」でペット同行避難の啓発を実施 ・令和7年8月、WEBアンケート「こどものこえ」でペット同行避難の認知度を調査 ・彩の国だより9月号にペット同行避難の記事を掲載 ・令和7年9月、県広報アンバサーによるInstagramを活用したペット同行避難PRを実施 ・令和7年9月、県公式インスタグラムでペット防災の記事を掲載	対応済み	生活衛生課
愛護動物の防災・災害対策事業【432ページ】	【意見93】他県の例を参考にペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報をについて、県民に情報提供することが望まれる。 災害時の混乱を避ける目的で普段より最寄りの避難所のペットの受入れ体制について県民へ周知することが求められる。好事例として青森県があり、同県では「同伴避難」が可能な避難所のリストをホームページ上に公開を行うとともに、包括連携協定を結ぶ民間企業と協働し、同行避難の情報をマップ上に投稿・閲覧ができるポータルサイト（みんなで作る！人とペットの避難所MAP）の運用を行っている。青森県では県民が「同伴避難が可能な避難所名」、「避難可能なペット」、「ペット飼養場所」を確認できる体制が整っていると言える。	令和7年4月から、ペット同行避難が可能な避難所についての情報提供方法の検討を始めた。 なお、県内各市町村の地域防災計画においては、住民が同伴してきたペットを避難所に受け入れることは明記されているが、人の居室とは別の場所に動物専用の保管スペースを設置することを原則としている。 ペットと同じ部屋に避難できる同室（同伴）避難については、各市町村におけるペット同行避難の定着に次ぐステップであり、まずは、県内のどの避難所でもペットの受入れが確実に行われるよう、市町村の体制整備を促していく。	その他	生活衛生課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
学校安全総合支援事業 【454ページ】	<p>【意見94】特別支援学校における学校安全教育推進体制の構築について、各特別支援学校がどのような取組を行っているかについての事例を収集し、それを他の特別支援学校にも情報共有・横展開することにより、各特別支援学校に合ったより良い体制を構築できるようにすることが望まれる。</p> <p>53校ある埼玉県立の特別支援学校においても、他の学校と同様に、成果発表会や高校生災害ボランティア育成講習会への参加を呼び掛けしており、また、各特別支援学校にモデル地域や県立学校での取組の成果等を掲載した事業報告書を送付していることであるが、これまでのモデル地域による研修会や研究授業には、特別支援学校以外の学校を選定しており、平成30年度～令和5年度までの事業報告書を閲覧したところ、特別支援学校に関する防災対策等の記載は見受けられなかった。そのため、特別支援学校がどのような取組を行っているかの情報共有や、各特別支援学校に合ったより良い学校安全体制の構築の横の連携が弱いといえる。これについて保健体育課担当者に質問したところ、各特別支援学校においては、行方不明者がいたという想定での抜き打ち避難訓練や、車椅子の下の毛布を摇らして模擬地震を行うなど、その学校の特性を踏まえた防災訓練等が行われており、このような防災に関する好事例を収集し、来年度より、別事業として他の特別支援学校に情報共有を行っていく予定であるとの回答を受けた。</p> <p>より具体的で実効的な学校安全教育推進体制の構築という事業の趣旨から考えると、特別支援学校特有の取組についても、他の特別支援学校に対して情報共有がなされ、各特別支援学校が、学校に合った形でより良い災害対策を講じていくため、来年度からの取組を着実に実行していただきたい。</p>	<p>令和7年2月から、各特別支援学校における防災に関する取組事例について詳細を調査。令和7年5月19日付教保体第49号「特別支援学校における防災訓練の好事例について」にて分析結果を各特別支援学校に情報共有・横展開した。</p> <p>また、令和7年5月21日開催の県立特別支援学校校長会幹事会および令和7年6月3日開催の県立特別支援学校校長会において通知の趣旨を説明し、各特別支援学校に合ったより良い学校安全体制の構築を依頼した。</p>	対応済み	保健体育課
学校安全総合支援事業 【455ページ】	<p>【意見95】将来的により多くの市町村がモデル地域としての取組を経験し、幅広い地域で事業の効果が得られるよう、県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくことが望まれる。</p> <p>当該事業のモデル地域として委託する市町村は、市町村の希望制であり、希望市町村の中から3市町村を選定している。3市町村に満たない場合には、なるべく3市町村となるよう市町村に対し働き掛けを行うとのことである。これにつき、平成30年度から令和6年度までの委託先市町村一覧を閲覧したところ、埼玉県を4つに区分（南部・西部・北部・東部）した場合には、各地域において満遍なく委託先が選定されているものの、委託先の市町村については、例えば西部地域では令和元年度～令和4年度まで川越市のみ、南部地域では平成30年度～令和4年度まで草加市のみが委託先として選定されている等、市町村ごとで偏りが発生している。これについて保健体育課担当者に質問したところ、モデル地域においては、継続的かつ発展的に取り組みたいという思いから、複数年の受託を希望する市もあり、複数年受託することで生まれる成果も出ていることである。また、委託先については市町村の希望制であることから、県として委託先の選定・決定にかかる計画は策定していないが、多くの市町村からの希望が出るよう呼び掛けていることである。また、過去のモデル地域の取組を見て近隣の市がモデル地域への受託の希望を出すケースもあり、モデル地域の市町村を中心として、他の市町村にモデル地域への希望が広がっていることである。当該事業の効果を最大限に發揮するため、将来的に、より多くの市町村が委託先として選定され、当該事業のモデル地域として取組を経験できるように、引き続き県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくとともに、モデル地域の実践事例を踏まえた学校安全の推進体制について、県内の他の地域に普及していくことが望まれる。</p>	<p>令和8年度、より多くの市町村が当該事業のモデル地域として取組を経験できるよう、令和7年11月12日開催の教育事務所長会議において所管の市町村教育委員会へより積極的な働き掛けを依頼した。また令和7年11月21日開催の市町村教育委員会教育長研究協議会において、事業への積極的な参加を働きかけた。</p> <p>なお、令和7年度のモデル地域の取組は、令和8年1月14日開催の県成果発表会にて発表、及び令和8年3月に報告書の配布を行い、モデル地域の実践事例を県内の他の地域に広く周知し普及していく。</p>	対応済み	保健体育課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	概要 監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
学校安全総合支援事業 【455ページ】	<p>【意見96】第4期埼玉県教育振興基本計画の目標値の達成に向けて引き続き対応していくとともに、目標値を設定していない成果指標については目標値を設定し、その目標の達成状況について評価を行っていくことが望まれる。</p> <p>令和6年度に策定された第4期埼玉県教育振興基本計画「施策19 子供たちの安心・安全の確保」の中で、「警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合」について、令和10年度の目標値は100%と設定されている。当該指標は、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」にて設定された「児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・高・特別支援学校）」の指標が100%を達成していることを踏まえ、より厳しい指標として設定したものであり、防犯研修・防犯教育に警察等も参加することを求めるものである。当該指標に照らし合わせると、令和5年度の実績は38.6%となる。当該指標の令和6年度の実績値はまだ出でていないものの、令和6年度における年度目標は40%に設定していることから、今後も目標値達成に向けて引き続き対応を図ることが望ましい。また、当該事業において個別に設定した7つの成果指標については、前年度以上となることを目標としているものの、具体的な目標値が定められていない。目標値の設定がないと、計測された成果の良し悪しの判断を行うことができず、またその達成状況を把握することができないため、成果指標については項目ごとに目標値を定め評価を行っていくべきと考える。</p>	<p>「第4期埼玉県教育振興基本計画」における指標（「警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合」）については、学校安全教育指導者研修会等の実施により、令和6年度は42.5%と、年度目標を達成することができた。</p> <p>また、個別に設定した7つの成果指標については、防災、防犯、交通安全に1つずつ対応するよう6つの指標に改め、令和7年7月2日実施の学校安全総合支援事業推進委員会において、項目ごとの目標値を以下のとおり報告した。</p> <p>【必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合</li> <li>② 全ての学校に、学校安全を推進するための中核となる教員を位置付けている市区町村教育委員会の割合</li> <li>③ 学校安全に関する会議や研修等を実施している市区町村教育委員会の割合</li> </ul> <p>【任意設定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 警察等の専門家を指導者とした防犯研修を実施した学校の割合 令和6年度 42.5% 令和7年度目標値 48.0%</li> <li>⑤ 関係機関や地域と連携した避難訓練を実施した学校の割合 令和6年度 89.0% 令和7年度目標値 91.0%</li> <li>⑥ ヘルメットの着用率が向上した県立高校の割合 令和6年度 72.9% 令和7年度目標値 75.0%</li> </ul>	対応済み	保健体育課
青色防犯パトロール事業 【461ページ】	<p>【意見97】自治体や民間事業者との更なる連携強化及び住民向け啓発活動の強化が望まれる。</p> <p>令和6年度末までの1,000台普及目標に対し、令和6年8月末時点での運用台数は735台と目標達成が見込まれない状況である。</p> <p>このため、自治体や民間事業者との更なる連携強化、及び住民向け啓発活動の強化が期待される。</p> <p>具体的には、以下の施策を参考として検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各自治体と共同で地域防犯イベントを開催し、青パト事業の認知度を向上させる。</li> <li>②民間企業や地域住民の協力を得た新規青色防犯パトロール車両の導入促進キャンペーンの実施。</li> </ul>	<p>県内で自主防犯活動団体向けに実施しているレベルアップセミナーにおいて説明を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年 9月 6日 南西部地区 263団体</li> <li>・令和6年11月29日 東松山地区 280団体</li> <li>・令和7年 1月23日 さいたま市・利根地区 892団体 (令和7年度について北部・秩父・東部地域で実施予定。)</li> </ul> <p>令和7年度防犯のまちづくり市町村担当者会議において、青パト事業について説明を実施した。（令和7年4月25日実施）</p> <p>その他、県職員が県内各地で行っている防犯の出前講座において、青パト事業を紹介するとともに実施について呼びかけている。</p>	対応済み	防犯・交通安全課
青色防犯パトロール事業 【461ページ】	<p>【意見98】装備品提供後の利用状況や活動実績の把握が不足しており、装備品の適切な管理と有効利用を確保するための体制が望まれる。</p> <p>以下の取組を実施することが有効と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①装備品を提供した団体に対して定期的な報告を奨励し、利用状況や活動実績の収集をする。</li> <li>②報告内容を基に提供装備品の維持管理状況を評価し、不足が確認された場合には改善策を講じる。</li> </ul>	<p>青パト事業を実施する者は毎年1回、所管の警察署に活動実績を報告しており、県では県警察から定期的に青色回転灯等装備車の運用状況を提供いただいている。また、装備品について経年劣化等で更新が必要な場合は、青パト事業者からの申出により適宜新しい装備品を提供している。</p>	対応済み	防犯・交通安全課
青色防犯パトロール事業 【462ページ】	<p>【意見99】支出内容が効果的に利用されていることを県としても把握することが望まれる。</p> <p>警察では、青色防犯パトロールを行ったことによる効果を把握しているが、予算を出していることから、その効果を把握する観点から、県としても把握すべきである。</p>	<p>青色防犯パトロール事業の目的は、活動を継続的に支援するものではなく、装備品を提供することで新たに活動を始める団体の財政的負担を軽減するものである。県では県警察から定期的に青色回転灯等装備車の運用状況を提供いただいている。</p>	対応済み	防犯・交通安全課

令和6年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見 概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）【465ページ】	【意見100】シェイクアウト埼玉（一斉地震防災訓練）を各議員にて実施されている。大変重要な取組である。ゆえに、県ホームページの防災のページにおいても、掲載ないしリンクを張り付けるなどして、県民がいつでも閲覧できるようにすることが望まれる。	危機管理防災部に依頼し、令和7年4月から県の防災ページに議会シェイクアウトのリンクを掲載していただいた。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/bousaitaisaku/kunren.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/bousaitaisaku/kunren.html</a>	対応済み	議会事務局 総務課